

平成19年度第6回 浜松市行財政改革推進審議会 会議録

日時	平成20年2月11日(月・祝) 9:00~12:15
会場	浜松商工会議所 マイカホール
出席者	鈴木修会長、伊藤修二会長代行、高柳弘泰委員、山本和夫委員、中山正邦委員、原陽三郎委員、岡崎英雄委員、秋山雅弘委員、井出あゆみ委員
欠席者	有高芳章委員
傍聴者	190名
報道関係者	静岡新聞、中日新聞、朝日新聞、日本経済新聞、毎日新聞、NHK、静岡朝日テレビ、静岡放送、静岡第一テレビ、テレビ静岡、浜松ケーブルテレビ
浜松市	飯田副市長、山崎副市長、花嶋副市長、鈴木総務部長、齋藤企画部長、平木財務部長、市川地域自治振興担当部長、太田中区長、安間東区長、稲垣西区長、中村南区長、長山北区長、市川浜北区長、袴田天竜区長
事務局	小楠事務局長、長田次長、佐用、朝月、渥美、内山、鈴木、坂下

会議の概要

1. 第6回目の審議会で、鈴木会長が議長となり会議を進行した。
2. 区役所業務について、市政経営分科会から報告があり、市所管部から説明を受け、委員による質疑、意見交換を行った。
3. その他、中心市街地、市営駐車場、フラワー・フルーツパーク、市営住宅等について質疑があった。

会議次第

1. 開会
2. 審議事項等
 - 区役所業務について ほか
3. 閉会

会議の経過

1. 開 会

事務局長

皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、只今から、第6回浜松市行財政改革推進審議会を執り行います。座って進行させていただきます。

本日は、委員の中で有高委員が所用のため欠席ですので、委員9名の出席により開催いたします。

本日は、市政経営分科会として、「区役所業務」を議題とさせていただきます。そのため、浜松市7区の各区長さんにもお出掛けいただいております。

他の分科会ですが、補助金分科会につきましては、昨年12月の緊急提言が平成20年度予算案にどのように反映されたかが今後の議題となりますが、市の予算案は2月13日に公表される運びとなっております。

また、外郭団体分科会につきましては、2月中旬に外郭22団体の改革案が市から行革審に示されることとなっておりますので、いずれも、市の案を伺った後に、次回の審議会の議題とさせていただきたいと存じます。

さて、本日の審議でございますが、まず、市政経営分科会のまとめ役から、これまでの審議経過についてご報告をいただくと共に、市から説明をいただき、各委員による質疑を行ってまいります。

それでは、早速、議事に移りたいと思います。これより議事の進行は鈴木会長が議長となり、会議運営を行っていただきます。

鈴木会長よろしく申し上げます。

鈴木会長

おはようございます。今日は第6回目の行財政改革推進審議会ということで開会します。

今司会から説明がありましたように、20年度予算につきましては、我々は補助金を始め色々なことを提言しましたが、これがどう予算に盛り込まれるかは2月13日に発表になるということですから、それを拝見しておきたいと思います。今回は、それとは別の問題として、区役所業務が上手くいっているのかどうかを色々お聞きする必要があるということで、それぞれ区長さんにお出掛けいただいております。よろしく申し上げます。

また新聞報道では、市がバラバラに管理していた色々な財産の管理を一元化されるということ。特に合併によって生じた引継ぎ資産が放置されてそのままになっているという問題があり、この有効利用が非常に重要だと。それから建物については耐震性の問題で宙ぶらりんになっているという問題があり、先般来、資産管理の一元化を提案申し上げておりました。新聞報道によりますと市当局におかれましても資産管理を一元化することが決定されたようで、このように前倒しでやっていただけることは誠に喜ばしいです。こちらから申し上げる前に、市当局が前倒しでやっていただいたことに敬意を表すると同時に、他の問題についてもお気付きの点は、こちらから申し上げるまでもなく、提言どおり、あるいは考えてやっていただくことを今後ともお願いしたいと思います。

それでは議事に早速入りたいと思います。市政経営分科会のまとめ役である伊藤委員に議事の進行をお願いします。

2. 審議事項等

区役所業務について

伊藤会長代行

おはようございます。市政経営分科会のまとめ役の伊藤です。

区役所業務につきまして、政令市になり、区制をスタートして10ヵ月余りを経過する中で、市民と区役所という対外的な関係、また区役所と市役所、それから区役所と地域自治センター・市民サービスセンターという市内部の関係、それぞれに色々課題もあると伺っております。

そのため私共行革審は、区制や、浜松市の区の概要、区ごとの課題等について、改めて勉強会で市の当局から説明を受けました。本日は市民の方々と情報を共有する意味で、浜松市地域自治振興担当部長に説明をお願いしたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

市川地域自治振興担当部長

浜松市の地域自治振興担当部長です。私から区制全般についてお話をさせていただきたいと思っております。

区制につきまして、11のテーマで説明したいと思います。(1)の「行政区制度の概要」から(3)の「政令指定都市における区の比較」までが一般的な政令市の区の制度です。(4)の「浜松市の区制」から(8)の「区の概要」までが浜松市における区の制度です。(9)から(11)は、この10ヵ月余り区制運営してきました浮き彫りになってきた課題とそれについての方向性等について説明します。

まず(1)の行政区制度の概要です。政令市には区がありますが、この区については下の「(ポツ)」にあるように市民意見の反映や地域特性にきめ細かく対応するために、政令市には市民サービスの提供や選挙の執行の重要な単位として、地方自治法の定めによって必ず区を設置することになっています。それから政令市の区は、東京都の特別区とは異なり、法人格はありません。そして区には区長を置くことになっていますが、これも政令市は東京都とは異なり、区長は市の職員の中から市長が任命することになっています。東京都の特別区の場合は選挙で選ばれます。それから、地方自治法では、区には区の協議会を置くことができること、そして区の区域を分けて全ての区域に地域自治区、地域協議会を置くことができますことになっています。

(2)の区役所の機能ですが、区役所は身近な行政機関として市民サービスを提供することが一番大きな機能です。2番目に、後ほど詳しく説明しますが、区役所は大区役所制といわれるものと小区役所制といわれるものの2つに類型化されます。それから区ごとに選挙管理委員会を必ず置くことが地方自治法で定められています。農業委員会につきましても原則区ごとの設置が決められています。そして大区役所制と小区役所制の違いですが、まず事務で見ますと小区役所制は、いわゆる戸籍だとか住民基本台帳、国民健康保険、税等の定型的な窓口業務を行い、そうしたサービスを提供する機能を持っています。大区役所制は、小区役所制の業務に加えて保健、土木、建築等の業務も所管します。特段定めがあるわけではなく、それぞれの政令市がどの業務を提供しているかで、それぞれ自分のところが大区役所制なのか小区役所制なのかと言っています。それぞれのメリットですが、大区役所制の場合は迅速で専門的な住民対応が可能、それから市民協働という観点で総合的な区のみちづくりが推進しやすいというメリットがあるかと思えます。小区役所制の場合は身近なサービスをきめ細かく提供するとか、簡素で効率的な行政が確保できるのではないかということ。デメリットは、大区役所制の場合は多くの職員が必要で、それに伴い組織、庁舎も規模が拡大する傾向にあります。小区役所制の場合は、地域で対応できる事務が限定的

で、比較的サービスが少なくなる点がデメリットです。

(3)は政令市における区の比較で、人口や区の数、平均人口等を見ますと、人口が一番多いのは横浜市で350万人を超えています。一番小さな政令市は静岡市で70万人余です。区の数も、特にいくつにしないという定めはありませんが、それぞれの政令市が独自の判断で決めており、一番多いのが大阪市の24、一番少ないのが静岡市の3です。平均しますと9.6区です。区あたりの平均人口は、一番多いのは静岡市で233,629人、一番少ないのは新潟市で101,731人です。平均150,038人です。区の中で一番大きな人口を持っているのはやはり横浜市(港北区)で311,722人、一番少ない区は浜松市の天竜区で37,520人です。それぞれ人口についてもまちまちです。一つの目安としては10万人くらいが一番区政運営がやりやすいと言われていています。右側の区役所制度という欄に、これは自己申告ですが、先ほど申しあげました大区役所制をとっているところと小区役所制をとっているところを書いてございまして、大区役所が10市、小区役所が7市です。

区役所の事務ですが、画面の表を見ていただきますと、区政運営、地域振興、窓口など分野別に分けてあり、小区役所制と言われるところは大体福祉事務の一部くらいまでをやっています。大区役所制をとっていると言われるところは、それに加えて保健所、産業振興、土木、施設管理、教育等にまで業務を広げています。小区役所制と大区役所制は、名古屋市や大阪市等、歴史の古い政令市は小区役所制をとっているところが多く、仙台市やさいたま市等、70年代以降に指定された新しい政令市では大区役所制をとる傾向にあります。

次に区長の権限で、これは大きな区役所に関わりますが、まず区長は、地域の総合的、横断的な責任者で、区の最高責任者です。これに対し、本庁の部局長は、土木だとか福祉、そういった特定の行政分野の専門的、言ってみれば垂直的な責任者です。区長の権限は下に大きく人事、予算、その他とありますが、区長は市民の行政需要に的確かつ機動的に対応するために、区役所の係長級以下、一定の職員の配置、区のまちづくりに関する予算要求、あるいは区長が専決、決定できる事務などの権限を持っていて、こうした区長事務は最近では多くなる傾向にあります。ちなみに浜松市の場合は、先ほど言いました一定職員以下の人事配置、予算要求権、区長の裁量予算、そして局長級の決裁権となっていますが、浜松の場合は部長級の決裁権、それから本庁の部・課との総合調整、そうしたかなり大きな権限を持っていると言えます。

(4)からは浜松市の区制で、浜松市が採用している区について説明します。浜松市では地域完結型の区役所とするため、大区役所制を採用し、併せて区長が決定できることを多くする「大きな区役所」も標榜しています。浜松市の特徴として、市民の声を行政施策に反映し、市民本位の行政を行うため、7つの区に区の協議会を設置しています。区の協議会は政令市では浜松市と新潟市のみが置いています。更に浜松市では、合併という事情がありましたので、区内の旧市町村を単位として「地域自治区」を設け、地域の声を集約する仕組みとして「地域協議会」を設置し、その事務所として「地域自治センター」を置いています。それから農業委員会は先ほど区に一つずつと申しあげましたが、地域の農業の要件に様々な違いがあります。法律上は農地面積によって区ごとに置かないことができるため、浜松市の場合は地域特性に配慮し、区割りとは異なる4つの農業委員会という体制でやっています。

(5)は区役所で行う事務で、区役所の機能として大きな4点を掲げてあります。住民ニーズの施策への反映その他住民自治の拠点、地域まちづくりの拠点、総合的市民サービス提供の拠点、市政に関する情報発信及び受信の拠点、この4つを基本に、具体の事務としては、まず1点目が法律によって決められた事務で、戸籍とか住民基本台帳の管理、外国人登録、あるいはそれに関する証明書の発行等があります。2点目は、法令では規定されていませんが法定事務、法律で行う事務との関連で区でやった方が良いという判断で市が行う事務で、任意事務と言っていますが、例えば市民税の賦課、福祉サービスの申請受

付とか実施、市民相談等があります。三点目は、地域振興やまちづくり等、現場主義の実践による地域完結型の事務で、これは区のまちづくり事業だとか身近な道路や河川の管理、災害復旧、防災、防犯対策等の事務を幅広く行っています。それから地域課題の解決や住民自治の強化のために市民協働によって行う事務で、これにつきましては先ほどの区の協議会の運営、あるいは自治会等の窓口等です。欄外にありますように基本的に区役所はその区の業務を行います、区役所間で基本的なサービスにつきましては相互に提供し合い、どこの区役所でも同じ市民サービスが受けられるようにしています。

(6)はそうした市民サービスの拠点の位置ですが、区役所は中区、東区、西区、南区、北区、浜北区、天竜区に、地図上にそれぞれ四角()で囲ってある場所にあります。西区と北区と天竜区につきましては地域自治区を持っていますので、その事務所である地域自治センターが置かれていて、これが12あります。更に、旧浜松市が元々やっていた市民サービスセンターという組織も持っていて、44あります。地図上には記載していませんが、天竜区が非常に広く、地域自治センターを分散しているのがよくお分かりになるかと思います。

(7)は本庁と区役所等の役割分担です。図は左側に本庁、右側に区役所、大きく分けて市役所は本庁と区役所という組織になります。本庁は政策の企画管理、国等との調整業務という総合的なことを行うところで、具体的な業務としては総合計画とか基本構想を作ること、それから市議会との関係、市全体の予算を作ったり人事の管理、国・県との連絡調整、区役所の支援等があります。区役所は市民サービスや市民主体のまちづくり、防災の拠点で、身近なサービスを提供するという位置付けでして、本庁とは業務そのものにおいて持っている目的が違ってきます。

区役所業務については市民サービスですので、基本的には先ほど申し上げました戸籍等の証明書の交付等の88の業務をまずベースに行い、それ以外に外国人登録等の業務を含めて、区役所では全体で150近い業務を行っています。各種台帳の管理、戸籍とか、当然、住民基本台帳の管理等もやっていますし、公図の管理等も行っています。軽自動車税や固定資産税の賦課なども行っています。更に住民に身近なところで地域福祉に関わるサービスや相談、それから区の方針決定ということで区の総合計画等も作りますし、区の広報紙の発行もしています。それから商工や農林水産の振興、道路の占用許可とか国道・県道・市道の維持修繕等も行います。更に区内の防災・防犯の拠点ということで、区の災害対策本部等もあり、住民に身近なところで事業を展開しています。

この区役所の出先の組織として、地域自治センターが12あり、ここでは基本的な、区役所でも行っている88の業務を共通で行っています。更に相談等も行いますが、区役所よりは業務の幅が少なく115くらいと聞いています。それから公民館や区内にある施設の維持管理、地域自治区内の防犯や防災を行っています。

市民サービスセンターは、住民サービスを提供するだけという機能で、証明書の交付等の88の業務を行っていて、相談等は受付できないこととなります。銀行に例えますと、本庁は本店で区役所が支店という分け方をしてもよろしいのかと思います。地域自治センターは営業所くらいの感じで、市民サービスセンターは取扱い業務の数からいってもATMと考えていただければよろしいかと思います。

ただ本庁につきましては、総合的なことを行う中で、特に高度で専門的な市民サービス、児童相談や障害者の更生相談のようなことや、迅速的で効率的な市民サービス、これは保健所とか土木整備事務所ということになりますが、こうしたことを行うために直轄の事業所を一方で持っており、これは区ごとに置く必要はない、市内に1つあるいは複数、3つとか4つあれば良いという判断で、それぞれの分野別に直轄事務所として持っています。これが浜松市の本庁と区役所の役割分担です。

それから分野別役割で、生活保護を例にとった場合に本庁と区役所の事務がどう違うかです。生活保護については当然、生活保護を受けるというその決定等の作業がありますが、まず本庁は何をするかとい

いますと、総括的事項で施設を造りたいという時の認可だとか、保護の制度の全体の管理、運営、事務監査等、総合的な制度管理を行っています。下の欄に「実施等」とありますが実務的なことは区役所以下で行っています。区役所につきましては生活保護の開始とか廃止の決定、給付金の支払等の事務を行っています。地域自治センター、市民サービスセンターは、決定等はできません。相談とか申請の受付等の一時的な窓口業務です。本庁・区役所・地域自治センターで、こうした事務の切り分けをして重複がないようにしています。

次の例として市税に関する事務です。この場合も本庁は総括的事項で税務行政の制度管理全般を行うことや電算システム等の運用を行います。税の賦課、課税につきましても本庁と区役所と分けてあり、市全体を対象とする税金の課税は本庁が行って、区の単位で課税する税は区役所が行います。本庁が課税するのが個人の市・県民税の特別徴収と法人市民税、市たばこ税、入湯税、事業所税等です。区役所で区の単位としてするものは個人の市・県民税の普通徴収と、固定資産税、都市計画税、軽自動車税等です。市での納付は市での徴収ということで、市民の皆さんが納付書によって金融機関等で納めた税金は、区役所を経由せずにいきなり本庁の方に徴収されることで事務の効率化を図っています。納付相談はレベルの違いがありますが、それぞれ本庁・区役所・地域自治センターに窓口を設けています。滞納処分とか口座振替等の事務は本庁が行います。区役所と地域自治センターでは収納と書いてありますが、これは直接税金を納めに見えた場合は、ここでも受け取りができるということで、基本的に徴収は本庁の業務と位置付けています。それから税の申告受付につきまして、これもそれぞれ本庁・区役所・地域自治センターの身近なところでサービスが提供できる、これは共通して持っています。それから市税の証明は本庁では一切行わず区役所と地域自治センターの専決事項になります。それから、その他として特に原付自転車のナンバー交付は区役所と地域自治センターが行い、本庁では行いません。このように二つ例を申し上げましたが本庁・区役所・地域自治センター・市民サービスセンター等で事務が重ならないよう事務を分担しています。

(8)の区の概要で、浜松市のデータになりますが、全体の人口約823,000人の中で一番大きいのは中区で249,000人くらい。天竜区が一番小さくて37,000人くらいで、残りは大体10万人前後です。高齢化率の状況は、浜松市全体では20.5%ですが、やはり天竜区が一番数字が大きくて35.1%でかなり高齢化が進んでいると言えるかと思います。面積も、天竜区が一番大きくて944平方キロで全体の60%くらいです。人口密度ですが中区は平方キロあたり約5,632.3人ですが、天竜区は39.6人で、ここでもかなり大きな差があります。

次に市役所に勤める職員数と予算の関係ですが、市役所には6千人くらいの職員がいますが、そのうち区役所、区の関係に配置されている職員は全体で1,608人です。区別に見ますと中区が321人で一番多く、一番少ないのは南区の132人、天竜区は面積的なこともありまして313人で中区とそれほど変わらないという職員配置になっています。これは正規職員数です。

人口千人あたりの職員数ですと、一番効率が良いのが東区で1.08人です。天竜区は約8倍の8.37人で、平均は1.95人くらいです。中区は1.29となっていますが本庁の業務や他の区役所、東区、南区の業務も一部行っている部分がありますので実際はもう少し少なくて1.06とか1.07くらいになると思います。併せて正規職員以外に非常勤職員469人がそれぞれの区に配置されています。それから予算ですが、区役所関係で1,752億4千万円ありまして、このうち78.9%の1,380億円ほどを中区が執行することになっています。これは先ほど言いましたように他の区の業務をしていたり、本庁の分をしていたりすることで中区は多くなっています。正規職員の人件費は全体で128億6,400万円です。

区役所に見えるお客さんの数の4月から11月までの統計です。区役所によって2部7課のところから3部11課のところまでありますが、全体としては月平均で11万8千人ほどがいらっしゃいます。やはり一番

多いのは中区で4万3千人くらい、天竜区が一番少なくて8,596人です。9割くらいは開庁日で、閉庁日にも若干のお客さんが見えになります。

(9)からは区制についての課題で、区制移行、政令市になって10ヵ月ほど経過しましたが実務上の問題や制度上の問題が色々見えてきました。それを実務上の課題と制度上の課題に分類して書いてあります。まず実務上の課題としては、道路や公共施設の維持管理等で、本庁と区役所で役割分担をしていますが、そういった仕事の中に市民の皆さんに分かり難い、あるいは非効率なものがあるということが分かってきました。それから先ほど少し申しましたが、他の区役所の福祉や市営住宅等の事務を中区で行っていますが、これによって中区の事務が過大になる、併せて他の区の責任の所在が不明確になっているということが分かってきました。農業委員会につきましては、先ほど4つ置いていると申しましたが、やはり色々取扱い件数だとか農家数の比率が違うということで、平準化が求められています。区の中に地域協議会を持っているところがあり、区協議会との二重構造で市民意見の反映に時間が掛かるということも言われています。人口動態とか産業構造等、社会情勢の変化に的確に対応して柔軟な市政運営ができるように当然、区役所の組織や業務、区制全体にわたって常に見直す必要があるということで、この辺が課題として浮かび上がってきています。

(10)は課題の対応として、それに対する見直しの方向性で2点大きく目標を掲げています。一つは、実務上の課題は直ぐに対応していきたいということ。もう一つは、制度上の課題は少し議論を含め、時間を掛けて取り組んでいきたいということ。

まず実務上の課題としてどのようなものがあるかといいますと、先ほどの本庁と区役所の役割分担、中区への業務集中、こうした実務に関する課題がありますが、これについてはその実態をまず明らかにし、市民の利便性の向上と効率性という観点から、たとえ年度途中であっても見直していきたいと考えます。制度上の課題は、農業委員会については平成21年6月に委員の皆さんの任期が満了となりますので、ここで一つに再編したいと考えます。併せて委員数も削減したいと思えます。それから地域協議会と区協議会の二重構造は、やはり地域協議会と区協議会の現在の委員の皆さんが任期満了となる平成22年3月を目途に地域協議会を廃止して区の協議会に再編したいということです。それから区制全般にわたる見直しとか制度上の課題は、区の数も含めて最適な市民サービスの在り方について検証する必要がありますので、市民の皆さんや議会のご意見を十分にお伺いする中で、常に時間を掛けて取り組んでいきたいと考えます。浜松市は1,511平方キロと大変広い市域を持っていますので、地勢とか地域特性が相当違います。そうした中で、市民の安全だとか安心の確保、質の高い市民サービスの提供を目指して、区役所、市民サービスセンターとの組織、業務、職員配置等について効率的で柔軟な組織体制を整えていきたいと考えます。

(11)では特に実務上の課題への対応についてお示します。基本的な考え方ですが、やはり住民サービスの向上の視点から課題を検証し速やかに見直しを実践していきたい。おさらいになりますが本庁と区役所の役割は、本庁は全庁的な政策・企画、国と県との調整業務、児童相談所等、特に高度な専門性を有する業務、それから全市的に統一すべき基準やルールの方策、こうした役割は本庁に与えるという見直しをしていきたい。区役所は、総合的な市民サービスの提供と市民と協働するまちづくりの推進、それから地域完結を原則に市民全体で行うまちづくりを推進する総合行政機関としての役割、こうした位置付けをもう一回明確にしながら、見直しすべきものは見直ししていく方向で臨んでいきたいと思えます。

次に個別の事項について今挙げられるものを掲げています。まず施設ですが、本庁では全市的な利用形態が見込まれる施設は本庁所管にしたいということで、例えば浜松アリーナや浜松球場は本庁の方が良いだろうと今判断しています。地域との関連が強い施設である公民館や各地域の民俗資料館等は区役所や地域自治センターの所管にしていくべきと考えます。先ほど税金の徴収の話にありましたように、

一括処理の方が効率的な場合は、原則本庁で対応していく方が良いと考えます。そういう視点で、もしそれを中区等がやっていたら本庁に戻すという方向で対応していきたいと考えます。イベント等もたくさんありますが、やはりこれも全市を対象とするものや、区をいくつかまたがって開催するイベント等は本庁が所管し、区はその応援という体制がよいと考えます。例えば浜松まつり、浜松シティマラソン、市民オペラのような全市対象のイベントは本庁所管で区が応援というスタンスがいいと思います。それから環境問題や色々な示談交渉等は相当高度な専門知識が必要で、対応できる職員も多くいませんので、本庁で対応したいと考えています。ただ、市民の皆さんには一次的な対応は各区で行い、本庁でお話ししてもらった方がよいという場合は本庁の方へ再度相談していただく体制にしていこうかと思います。事業所での対応で、職員の配置上、全ての区役所で行うのが難しい、あるいは事務執行が著しく非効率な場合には、本庁、先ほどの事業所で対応としたいと思います。ただ、この場合も市民の皆さんへの一次対応は各区で行いたいと考えます。特に道路の維持管理や公園の管理等があります。それから国・県への補助金申請等々ありまして、補助金に限らず国・県との関係は、区単位ということはなかなかありませんので、原則として全て本庁が窓口となって対応していきたいと考えます。

以上、政令市に移行して概ね10ヵ月経ったところで、浜松市の区制に関する課題等まで含め、私からの説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

伊藤会長代行

ありがとうございました。本日、各区の区長さんにお見えいただいております。次にそれぞれ区長さんが10ヵ月、区を運営されてきた中での区役所の運営について、課題や所管の説明をお願いします。それでは中区の太田区長さんから順次お願いします。

太田中区長

中区長の太田です。

私から現場レベルで課題を3点ほど、それから課題に対する見直し、あるいは改善の考え方で4点ほど申し上げたいと思います。

ただいまの市川部長の説明と若干ダブるかも知れませんが、課題の1点目は、浜松市が政令市になるのに準備期間が非常に限られていました。その限られた時間の中で政令市に移行したということで、先ほどからも出ていますが、本庁・区役所相互の役割、あるいは部局間で調整の仕方とか理解の仕方に温度差が生じたということがあるかと認識しております。2点目にそれと関連して、本庁と区役所の役割分担がどちらかという利便的で、具体性に欠けていたということで、限られた職員体制の中で兼務とか併任、補助執行という形で本庁・区役所双方に、ある意味重複する形で色々な幅広い業務を行っています。そうしたことから責任の所在が不明確になったり、利用される市民の皆様から見て分かり難い、利用しづらくなったりといったことが生じてきたと思います。3点目としては、大区役所制という理念の基に7つの区役所ができるだけ幅広い業務を分掌してきました。そのため事務に精通する職員、あるいは特に専門分野の職員を7つの区役所に分散配置せざるを得なくなったということがあります。結果として本庁・区役所双方共、事務の推進体制が不十分になったと言えると思います。総括的なことを申しますと、結果として、この10ヵ月間を見ますと大区役所制を意識するあまり、区役所の業務範囲が必要以上に広範多岐にわたり、本庁・区役所双方共、かえって中途半端で不十分な推進体制になったのではないかと感じています。外から見ても、本庁と区役所の役割の違いや業務の棲み分けが少し分かりにくくなってしまった感があると思います。

あと、中区だけについて見ますと、特徴的なことは中区の組織は本庁の組織と一つの建物に同居して

いますので、外から見て中区役所がどこにあるかが非常に分かりづらいのが中区役所独自の課題です。

こういった課題に対して今後どういう見直し、改善をしていくかについて、4点ほど私の考えも申し上げたいと思います。一つは小さな市役所、大きな区役所という理念の基でやってきましたが、もう少し私たちの目指すべき方向を明確に規定した方がいいのではないかと。小さな市役所、大きな区役所を議論するよりも簡素で効率的でスリムな市役所、こうした方向に市一丸となってベクトルを合わせるべきであろうと私は感じています。それから本庁・区役所の役割を、利用する市民目線、あるいは市民基準でもう一度しっかりと検証して、本庁と区役所をもっと具体的に、明確に差別化する必要がある。そのためには、やっています業務の性質や内容によって、具体的かつ明確に本庁と区役所の役割を区別する必要があるのではないかと思います。その上で、それでは区役所は何をすべきかについて、分かりやすく言うと本庁は非日常的、区役所は日常的というような分け方をしていると思いますが、区役所は日常的で一般的な総合的な行政サービスの拠点として、今非常に幅広くなっていますが、もう少し業務の範囲を限定したうえで、市民の皆様が痒いところに手が届くような形でサービスの内容をもっと充実すべきだろうと、もう少し間口を絞った上でサービスを充実すべきだろうと思います。本庁はスペシャリスト、区役所はゼネラリストというふうに思います。一方、専門的な知識・ノウハウを必要とする分野、例えば土木ですとか都市計画、建築、環境などの分野は、例えば本庁と事業所のようにある程度効率的、効果的な業務が執行できるテリトリー、業務範囲を定めたいと、効率的な執行体制にする方がおそらく合理的だろうと思います。

以上、課題を3点、それに対する改善の方向として4点、申し上げさせていただきました。

安間東区長

東区長の安間です。

皆さんご案内のように、本市は12市町村の合併をステップにして、昨年4月に政令市に移行しました。私はこの狙いは、人口減少や高齢化に対応すると共に、これまでも増して活力のある元気な浜松をつくり、そして働く場が確保され、暮らしやすい街を目指そうという市民の皆様の総意であったと思います。

では、政令市の、市民の皆さんに最も分かりやすい具体的な変化は何か。私は、それは区役所の新設であると思います。したがって、区役所の運営が市民の皆さんにご満足いただければ、多くの皆さんの努力によって実現した政令市への移行が正しかったと評価されると思います。

そこで区役所として取り組むべき課題を3点挙げさせていただきます。

1点目は区民の声をよく聞き、区政に反映する仕組みを作っていく必要があるということです。区役所は、区民の皆さんの声を実現することが仕事です。したがって、区民の皆さんの声を聞く多彩なチャンネルを用意していきたいと考えます。

2点目は、区が行う仕事の執行力の強化です。区政は区の戦略計画に基づき運営しています。しかし計画だけが立派でも、しっかりと実行されなければダメだと思います。仕事を担っていくのは職員です。したがって質の高いサービスの実践に向け職員の人材育成、あるいは能力開発が重要だと思いますので、一層の力を入れていきたいと考えます。

3点目は区民の皆さんとの協働によるまちづくりです。まちづくりの主体は区民の皆さんです。意欲ある区民の皆さんと一緒に、新しく誕生した東区の新しい魅力を区民の皆さんと一緒につくっていく必要があると思います。したがって区役所の独自性が発揮できる、魅力ある区づくり事業等を活用して、区民の皆さんと手を携え、暮らしやすさナンバーワンの東区をつくっていききたいと考えているところです。

こうした諸課題に取り組むにあたり、区民の皆さんにとって区役所が親しみやすく、そして敷居の低いところである必要があると私は思います。したがって職員と力を合わせて、区民の皆さんにとって役に立つ区役所であるよう努めていきたいとします。

稲垣西区長

西区の稲垣です。

西区につきましても、10ヵ月経過したところの私の所感、気付いた点、それから課題等について説明させていただきます。

西区はご案内の通り、新浜松市の西南部に位置し、旧浜松市の一部と旧舞阪町、旧雄踏町の3つが一つになった区です。こうした中で10ヵ月ほど経過しましたが、概ね所期の目的は達成出来ているのではないかと思います。4月当初は、ちょうどオープンということもあり、不慣れな職員、あるいは色々な業務が錯綜したこともありまして若干市民の皆様方にご迷惑をお掛けした時もありましたが、概ね2週間程度で落ち着き、今日まで順調に推移してきているのではないかと感じています。先ほど大きな区役所、小さな市役所というお話がありましたが、大きな区役所の一つの大きな機能でありますまちづくり課がありまして、具体的には道路・河川の維持管理等を行うセクションですが、こういったものができたことで地域の皆様方から対応が早くなったという意味での評価もいただいているところです。いずれにしましても区役所業務は先ほど説明させていただきましたが行政区で、東京の特別区とは違いますので、一定の市民サービスを的確に安定して地域の皆様方に提供していくことが、一番大きな使命ではないかと思います。そうした中で10ヵ月ほどやってきましたが、皆様方から色々なご意見をいただきまして、やはり知識面での不十分さ、応接面と申しますか応対面でもまだまだ不十分さがあるという課題があります。できるだけ専門的な知識と併せ、いわゆる応接技術と申しますか、そういった意味でのスキルを持った職員が区役所には必要で、専門的な職員の育成にも努めていく必要があると考えます。それから先ほど話が出ていましたが、オープンして本庁と区役所の業務分担が、理念上は一応しっかりできていたと思いますが、現場として具体的な受け止め方が、それぞれ本庁は本庁、あるいは区役所は区役所の職員間で、若干一致しておらず、本庁と区役所の中で業務の分担の曖昧さが出た部分が少しあったと感じています。これは徐々に改善されていますし、今後、具体的な対応と併せて制度設計上の問題の中で、区役所にどこまで業務を担わせるかを別件として検討していくことが重要だと思えます。

それからもう一点、西区は合併を踏まえて政令市になり、旧雄踏町、旧舞阪町、浜松市の一部が一緒になっています。市長のマニフェストにも出ていますように「ひとつの浜松」を考えたときに、やはり早くそういった意味での一体感の醸成をつくっていく必要があると感じます。一体感の醸成は私が思うに3つあるのではないかと。一つはもちろん市民、それから行政、それから何よりまして職員の一体感と申しますか一体性が、当然必要だと感じます。そういった意味で一体感を醸成するイベントも来週17日に「西区まつり」という形でやらせていただきます。西区の一つの特徴である農産物や漁業、観光を併せた良さを皆で満喫して、よく知っていただくためのイベントです。皆さん方も是非ご参加いただければと思います。

いずれにしましても基本的に、政令市の中の区役所はできるだけ市民に身近な、いわゆるサービス機能をしっかりと提供していくことがまず一義的に大事だと思います。それに加えて、地域の住民の意向が色々な形で上手く反映されていくという、自分たちの地域づくり、自分たちの一つのおらが意識と申しますか愛郷心に支えられた地域づくりを官民一体でどう進めるかが住民自治、地域自治としての視点で考えるときに一番大切ですので、それに向かって頑張っていきたいと思えます。私からは以上です。

中村南区長

南区の中村です。

南区の最大の課題は区民の安心と安全、そして安定だと思います。そのための最前線基地として区役所があると考えています。

今回は区役所における課題、行財政改革ということですので、区役所における課題に絞らせていただきます。組織的なこと、予算的なことについて2点、お話をさせていただきます。

まず組織そのものですが現状は7区相互間によって組織構成が異なり、機能的な差異があると考えます。このことは、全区役所が、原則として同じ部門構成としていくことが望ましいと思います。しかし区としての特性もあり、不可欠であると思われるものはやはり特定化をして設置していく方向がよいのではないかと思います。職制については本庁と区役所の格付け等で違いが見られます。これも本庁より区役所における管理職としての役割や責任の度合いに鑑みて、あるいは職員管理システムや予算管理システムの中で、他の組織間、あるいは他の組織間の事務折衝能力や理解や監査における調整・説明関与等を考慮して、やはり見直しが必要ではないかと思います。人的・資質的なことですが、今までもお話がありましたけれども、区役所は区民の皆様の日常的な生活面に接する分野がほとんどです。行政サービスの基本に立ち返って人的・資質的な充実を図るべきと考えます。本庁組織も含め、しっかりと見直し、本庁・区役所のジョブローテーションの確立が急務です。区役所には専門的なスタッフとして戸籍事務や介護保険事務、児童虐待、高齢者福祉等、福祉関係の事務等の職員が必要になっています。本庁・区役所間の配置バランスをしっかりと考慮し、更には区役所の横断的な機能の充実のためにもマルチ型で判断も可能な職員の配置も配慮していく必要があると思います。また環境関係事務や福祉、教育、道路の補修等土木管理の関係の事務、こうした任意事務についても必要になっており、区毎へ分散していますが、集中処理方式も含め、再度組織と事務分掌のあり方について検証し直すことが求められていると思います。

続いて予算に関することですが、区が独自に判断し編成し執行できる予算は現状極めて限定的です。区長裁量といいますが判断の任意性があまり存在していません。しかし区の弾力性をあまり過大にしますと独立性が強くなり過ぎ、区相互間での不満も逆に増大することになるかと思えます。したがって、私は身近な区役所としての区の存在意義に関わる予算の弾力性をどの分野にどの程度権限として委ねるかという検証が必要だと考えます。具体的には本庁が現在統括している予算のうち、期限をある程度設けて区役所の予算編成に移行させることも検討してはどうかと考えます。

要は、今申し上げたようなことについて、それぞれ兼ね合いを検討していくことで、職員のモチベーションも高まることにつながっていくのではないかと考えます。

長山北区長

北区長の長山です。

北区の面積は278平方キロで、北区の東西南北の境界まで車で大体25分から30分掛かり、大変広いということがまず言えると思います。北区は三方原・都田・新都田、そして引佐・細江・三ケ日の6つの地域で構成され、それぞれの地域に、今までの歴史、伝統、個性があり、元の自治体の市民への関わり方や公共施設の設置状況等にそれぞれ違いがあり、各地域の今までの歴史的な成り立ちの違い等に対するお互いの理解が必要だと考えます。区内の6つの地域の住民相互の交流や、地域のお互いの理解を深めるための事業と活動が大変重要ではないかと考えます。

次に防災対策ですが、先ほど申し上げましたように北区は広い行政区域で、地形も河川の低い湿地帯や山林など非常に様々な災害の種類が想定されます。そのため道路・河川・住宅・農地・山林等を想定した防災体制が必要だと考えます。今後も地域自治センター等には地域の状況に詳しい災害発生時に即応できる職員の配置と、地域防災拠点としての体制維持が必要だと考えます。

次に、引佐と三ケ日には役場庁舎がありましたが、今それはそれぞれ地域自治センターとして活用しております。合併後に政令市になり、職員数の減少等により庁舎に空いているスペースがあり、これらの有効活用が必要だと考えます。

その他、合併時に策定されました新市建設計画等は、各種事務事業についての調整方針の内容等を尊重し、今後も市民主体のまちづくりに努力していきたいと思いをします。

市川浜北区長

浜北区長の市川です。

浜北区につきましては旧浜北市の市域をそのまま区に移行したという状況があります。そういった中で都市計画、公園や建築等の一部の事務所を除き、大部分の事務は区へ引き継がれました。また本庁へ移行された都市計画、公園や建築等の事務ですが、他の区を担当するものもありますが、直轄事業所として区役所の中に6つの事業所が併設されています。区内に配置されたことで、区民にとっては従来と同じサービスが受けられており、比較的スムーズに区政運営がされている状況と考えます。

浜北区の実務上の課題として3つほど挙げさせていただきたいと考えます。

1点目、先ほどからも話題が出ておりますが、本庁と区役所の役割の明確化です。政令市の移行に伴って区役所の組織、職員数共に縮小したことで、区の1課における業務の内容は、本庁組織の複数の課を対象に、幅広い業務を担当している状況です。そうしたことから、基本的には区役所は区民の総合窓口になる役割を担った中で行政サービスの提供と共に要望・要請を受け付けて、区民の為に事務事業が推進されるよう、地域完結型の行政サービスの構築を目指していくということです。一方、本庁は政策企画、管理業務、調整業務等を中心に市政の統一化を図るためにやっていくという、専門的な見地から区役所を指導していただく、指導助言をしていただくという役割をしていくのが良いのではと感じます。今後、私共区としても本庁と議論していく中で、よりよい行政サービスを区民が満足できるような形でやっていきたいと考えます。区、本庁との役割分担が問題なくできるよう頑張っていきたい、考えていきたいと思いをします。

2点目として職員の配置の関係です。区役所の組織への職員配置は、やる気を出させて、かつ機動的に、かつ柔軟な対応を図る必要があると区長になって感じています。区役所の職員の配置は課長補佐・主幹以上は本庁の人事課が担当し、主任以下は区長権限で人事配置の原案を作成していくことになっています。区長として区の事業を見て行うわけですが、総合的な区の行政を考えたときに、欲張ってはいけな思いますが、主任以下ではなく、配置された職員の人員配置の原案作成は区長の権限になればいいと感じます。それから人事配置については画一的に行うのではなく、私共については特に第二東名関連の事業が非常に多く、また区画整理事業等、色々やっておりますが、それに伴っての人員の増、それからそれらが完結に向かいますと固定資産等の評価の関係が増えてきますので税務関係の増という形で、各区における事務事業の進捗状況に応じた人事配置をしていただければと考えています。

3点目、予算執行の関係です。地域の課題を地域で解決出来る、地域完結型のまちづくりを推進するためには、市で統一した行政サービス以外の分野で、区の中では重要だけれども全市的に浜松として統一した制度の中では優先順位が下がる事業で、区としてはどうしてもやっていかなくはいけないものが出てくる場合があります。そういった面について、区長として執行、予算要求ができるような権限というか場があればと考えています。そうなれば機動性のある、よりよい素早い対応が可能だと考えます。

袴田天竜区長

続きまして天竜区長の袴田です。

天竜区の抱えてる課題をいくつか申し上げたいと思いをします。天竜区は北遠の5市町村を包括しており、5つの地域自治区から構成されています。面積がとても広く、市域全体の62.5%を占めていて、しかもそのうち森林面積が91%を超えている状況です。こうしたことから、当然ながら可住地面積が少なく、集落

が点在しています。区内に全部で182の自治会があり、1自治会あたりの平均世帯数は69戸です。しかも1自治会が係わる面積が(平均)520ヘクタールと、非常に広大な面積を有しています。ちなみに、中区と比較しますと、平均世帯数は中区の10分の1ですが、面積は16倍です。こうしたことから、私共天竜区には限界集落と呼ばれる、65歳以上が半数を占める集落が46あり、この集落のコミュニティ、あるいはその維持が大きな課題になっています。それから、人口が減少し、かつ少子高齢化が依然として進んで、昭和35年には天竜区には8万人あった人口が、現在は37,500人という状況で、高齢化率も35%を超えています。しかも今5つの地域自治区がありますが、そのうち3つは高齢化率が40%を超えており、佐久間にあっては47%を超えています。それから区内には合併前後に学校の統合で廃校になっている学校施設が14ありますが、更にその前にも廃校になった分があり、20を超える学校数があります。そういった学校が地域にとっては非常にいい場所にあることから、早期の有効利用が地域の方々から求められています。また、区内には4つのダム、佐久間ダム、船明ダム、秋葉ダム、水窪ダムがあり、下流域の皆さんにそれぞれ工業用水や農業用水、飲料水が供給されていますが、地元の集落にはそういった水道施設の整備が少し遅れていて飲料水に困っている地域があるという状況もあります。

政令市移行に伴って、天竜区には5つの地域自治区がありますが、それぞれの地域自治区の職員数が半減しており、最初、面積が広大であるため非常に心配されましたが、現場まで行く時間が、区役所から地域自治センターまで1時間、更にまた現場まで1時間、往復で4時間掛かるような地域、現場もあります。こうしたことから、道路やそれぞれの観光施設や色々と市が持っている財産の維持管理が一つの課題になっている。そうした時間的ロスをなくすためには、区役所だけでなく地域自治センターの機能というか事務職員等も業務によってはある程度見直していく必要があると考えます。

天竜区は過疎化や少子高齢化、あるいは急斜面の地形等色々で危惧される多くの課題がありますが、今、環境問題、あるいは健康に対する国民的なニーズが比較的上がってきております。そうしたニーズに応えるように、あるいはこの天竜地域の特性を生かしながら交流人口を増やしていくことが大切だと思います。そのためには、やはり交流人口を増やすための道路等の受け皿が大切になってくると考えます。

最後に、いずれにしてもなかなか厳しい状況ですが、天竜区には水資源とか森林資源があります。そうした資源を大切に守りながら、浜松市全体の元気を支える地域としての機能を整備あるいは維持していくことが大切だと思います。

伊藤会長代行

ありがとうございました。

10ヵ月余りという全くゼロからスタートした区役所が当然あるわけで、市民生活がそれなりにスムーズにできているというか、問題なくできているのは、区長さん、それから区の職員の皆さんの大変なご努力の成果だと思います。お話をいただきました中で課題も10ヵ月の中でかなり出てきた。当然共通の課題と同時に、区毎にかなり違う課題、両方出たんだろうと思います。

それでは、市の考え方も踏まえて、改めて各委員からの質疑をお願いしたいと思います。

一口に区役所業務といいましても大変幅広いので、1点目は区役所の機能、区役所と市役所本庁の役割分担、2点目は区役所と地域自治センター、市民サービスセンターの役割分担、3点目はその他区制全般という、3つのテーマに大きく分けて一つずつ質疑させていただきたいと思います。

質疑に入る前に、行革審として市民の皆さんともう一度確認させていただきたいことがあります。一つはどんなふうに区や区役所、市民サービスセンターがあるのかを地図上で位置付けて、それから組織のところで市役所や色々名前が出てきた事業所等が、組織図として見たときにどうなってるのかについて、皆さん方と確認させていただいた上で質疑に入りたいと思います。

鈴木会長から説明をお願いします。

鈴木会長

先ほど、市川地域自治振興担当部長から現在の区制についてご説明がありました。それに対して私共行革審で少し確認しておきたいと思います。

(「市政経営分科会からの質疑・まとめ」資料P.2) 先ほどの話でも、小さな市役所とか大きな区役所というのが合併前からキャッチフレーズとして出てきました。それで、画面のタイトルは「浜松市役所の組織」となっていますが、仕事の流れとご理解いただいた方がいいかもしれない。区役所は本庁の部の下に位置しているような図になっていますけど、皆さんは組織では区役所(区長)も部長さんだから上の組織と同列だとおっしゃっていますね。だけど仕事の流れは農林水産部から総務部までが、天竜区役所以下に経由して行っていると理解できます。それに対して私、非常に分かりにくいと思ったから図にまとめてみたんですが、建築住宅部・土木部・公園緑地部・都市計画部・健康医療部・財務部という、財務は例外がありますが、建築住宅部から健康医療部までの組織は、実はこれは区役所と関係なくて本庁の部から直接指揮命令系統が行っていると理解してよろしいですね。小さな市役所、大きな区役所と言って、先ほど区長さんが、市民の目線で、あるいは区の人たちの一体感、あるいは地域完結型だとか色々なお話をなさったけど、実はたくさんの区役所の権限外のことが本庁にある。だから私ちょっと皮肉を書いてみたんですけど、必ずしも「小さな市役所、大きな区役所」ではなく「大きな区役所、大きな市役所」。だから皆さんが今どこまでが本庁でどこまでが区役所かが分からないとお話しなされた。例えば「まちづくり課」が区役所にあります。「まちづくり課」は土木部や公園緑地部と密接な関係があるということですから、どちらがまちづくりをやるんですか、どこまでが権限ですかということが非常に曖昧になっている。こういうことが、皆さんがおっしゃった本庁と区役所の線がスッキリ引かれていないということにもつながってくるのではないかと思います。これを見ると、「大きな区役所、大きな市役所」になっている。キャッチフレーズを改めなくてはいけない。そして区役所をつくったことでより複雑になってしまったと言えるのではないかと。例えば土木部は、ご説明がりましたが、建築にしても公園にしても都市計画にしても健康医療部にしても専門家が非常に少ないから、7つの区に分散してしまうと機能が発揮出来ないということでした。したがって2つから5つに分けました。そうすると7つの区に分けたのは何ですかということになる。それがやはり大きな問題だということ。例えば建築住宅部は浜北と天竜だけが別ですよとなっている。土木部の土木整備事務所は天竜・浜北・北・南ということで、天竜と浜北が別で、あとは北と南で全部やっている。だから南の土木整備事務所は、中区・東区・西区・南区、旧浜松市内は一つでやっているわけです。それから公園緑地部は北と南の2つに分けている。2つに分けているように見えるんだが、実は北部というのは浜北にあって、北と浜北と天竜を所轄している。南の公園管理事務所は中・東・西・南区を所管している。それから、保健所がいい例ですが、保健所は、天竜・浜北・北・西プラス(保健所を)鴨江支所と解釈していけば5つに分かれている。そうすると鴨江の管轄は中・東・南で、天竜・浜北はそれぞれ別々、北と西はそれぞれ北区・西区と分かれている。財務部の工事検査は本庁でやっているのに対して、またこれも北・浜北・天竜だけが浜北の北部工事検査事務所ということで分かれている。こうなっていて、見ていくと7つの区が細分化されたために専門職、技術を要する問題は7つに分散するできなくなるということで2つから5つに分けている。これで組織が非常に分かりにくくなっている。だから市役所へ来た、区役所へ来た、あるいは地域自治センターへ来た人が、あっち行ってください、こっち行ってくださいということになっているのも事実だと思うんです。

先ほど区制についての市川部長の説明で、浜松は大区役所制だとおっしゃられたのはちょっと矛盾しているんです。そうじゃないですか。区役所の事務の資料(「区制について」市説明資料P.5)に大区役

所制と小区役所制がありました。これを見ると、保健・土木・建築等の業務を所管しているのが大区役所制となっていますね。だけど本当は(浜松は)所管していないでしょ。どうなんですか。僕聞いていて分からなくなってしまったんですけど。

市川地域自治振興担当部長

只今の表(P.5)は、部門別、例えば土木というところで見ましても、全ての政令市が全ての土木業務を区役所で所管しているわけではありません。浜松のように国道は土木整備事務所、市道は区役所という決め分けがございます。この図は全部所管していると取られがちなんですけど、その中の一部の業務まで手を出しているのご理解いただければと思います。

鈴木会長

いやいや、保健にしても土木にしても建築にしても、一部の業務が区役所で一部の業務が本庁とおっしゃるわけですか。だから区分がつかなくて分かりにくくなっている。実際先ほどのこの組織図から見ると、土木部も公園緑地部も建築住宅も全部本庁で直にやっているから、まちづくり課との問題が出てくる。だから私は大区役所制にはなっていないと思う。大区役所制でも小区役所制でもどちらでもいいんですが、それで区の方が非常に分かりにくくなってしまって、どこまでが権限で、総合的な管理とか相談とか実務とかと分かれて、本庁は総合的な管理、区役所は相談、地域自治センター云々と、こう分かれていてどこまでが相談でどこまでが管理かが非常に不明確になっているという点が区長の悩みだと私は理解した。それで、この市の組織が複雑になってしまっているということで、先ほど区役所をつくってよかったという区長さんもいらっしゃったが、どうも中・東・西・南は経路が一つ多くなって、今までより複雑になって、決して簡素化されてはいないと言える。それから色々な地理的条件はありますけど、中区役所の職員数と天竜区の職員数が同じ300人台というのは、どう考えても割り切れないということは市民感情としてあると思うんです。だけど先ほど話がありましたように、2時間とか4時間掛かるという点で天竜区自体を1カ所に集中するのがいいのか、駐在制度を取るとか色々なことがあると思うんです。組織は決してそうはなっていないと私は思っているんですけど、この辺もまた後ほど説明いただきたい。

地図をもう一つ作りました(「市政経営分科会からの質疑・まとめ」P.3)。私、新聞や色々なものに出るときに、区割り、あまりに出張ったり引っ込んだりしているのが何町のどこだということが分からない。それで、区ごとに1万分の1から2万5千分の1まで航空写真で撮って、そこに区を示したものに初めてお目に掛かりまして、大変失礼ですが天竜区は、3万分の1から4万分の1にしないと全部が入らない。ということでこの地図を見まして、先ほど北区の区長さんもおっしゃられたが、北区を見ると浜名湖のところから、ずっと北へ行くと浜北を越えて天竜の向こうまで行っちゃうということで、これ長いから1万分の1には出来ないんです。航空写真でも1万分の1と3万分の1に分けないと1枚の地図にならないというくらい変化しているんです。それで中区はどこだっていうと航空自衛隊の奥までいってしまっている。これが中区かと。西区は、また北の上まで行ってしまっている。こう見えますと、例えば私の会社のある南区ですが、篠原と可美村は住宅が建っていて境界線はないんですよ。それで、そういうところが西区と南区に分かれて、南区はどこだっていったら向こう(東)のずっと上の方まで行ってしまっている。やはり、そこまで言うか悪いんだけど区の組織から行政の権限や地域からすると、7つの区役所のこの地図、組織、それから自治会、市民サービスセンター、市議会、これを併せると複雑に入り乱れてしまっていると言えるのではないかと。これだけは指摘をした上で各委員からお話していきたいと思えます。よろしくをお願いします。

伊藤会長代行

ありがとうございました。区役所の機能であり市役所・区役所の役割分担のところまで説明がありました
が、それを踏まえて、各委員の方々から質疑、質問等ありましたらお願いします。

井出委員

委員の井出です。

区ごとに一体感の醸成にご努力されている様子がうかがわれ、敬意を表するものではあります
が、会長がお示しましたように、まちづくりという点で組織が非常に複雑で分かりにくい
ということは私も同じ認識です。一体感の醸成のためのまちづくりということで考えますと、
建築・土木等のハード面と人づくりというソフト面もあるかと思えます。その人づくり
という点で、今日の説明の中にも区役所の事務は住民ニーズの施策への反映、
その他の住民自治の拠点、それから地域のまちづくりの拠点という説明があり
ましたが、具体的にどのような運営をされているのか。これから少子高齢社会、
人口減少社会を迎えていきますので、もう既に迎えています、これを乗り越えて
いくためには人と人との信頼関係による結び付き、人間関係という社会関係資本
の構築が必要な時代だと思います。そうした時に区協議会等で一体感をつくり
出すご努力はあるかもしれませんが、その他に住民の方から具体的に区単位の人の
集まり、ネットワーク、NPO等の活動団体だとか、そうした新しい人の集まりが
生まれてくるという動きはあるのでしょうか。

私の感覚ではまだそこまでは行ってないように思われますが、もしそういった強い
動きが生まれつつあるのであれば、それは醸成、完成に近付いた段階で考え直す
ということでは逆に時期が遅いような気がします。旧浜松市の場合は旧市の時代
の全市的な人の集まりがたくさんあったと思いますが、そうした人的まとまりが
区の方に強く行ってしまいますと、相対的に全市的なまとまりが希薄になり、
浜松市としても全体的な活力が薄まる気がします。私の思いは大きな区役所、
区の一体感をあまりに強く求めるということはどうでしょうかということ
です。その動きが生まれつつあるのかどうかを質問したいと思います。

市川地域自治振興担当部長

私から申し上げます。

まず市民の皆さんの団体の関係ですが、NPOの方等の動きを見ていると、
市民協働という観点で色々なNPOの皆さんが活躍されています。この皆さんは
区というより、全市的なイメージでの問題解決、子育て支援をどうしたらいい
かというような視点で問題にあたられている団体の方が多いです。あるいは
そういうNPO間をつなぐ仲介支援的な役割を持っているNPOもあります。多くは
都市型、旧浜松はそういう動きが多いんですが、ただ先ほど天竜区長から話
がありましたように、北遠の方で旧佐久間町は高齢化も大変で過疎の問題も
相当深刻ですから、佐久間の皆さんが全員参加型NPOというのを合併と
同時に設立し、今、試行錯誤しながら少しずつ地域おこしを始めてるという
ことです。もう一つ典型的な事例として、旧天竜市の中の、天竜自治区の熊
というところで、その本当にローカルなエリアで熊をどうしたらいいんだ
という活動をされているNPOもあります。その辺りをつなぐところまでには
至っておりませんので、井出委員のおっしゃるような区の一体化の醸成
に向けて活動されているNPO、NPOのような団体はないと認識しています。

安間東区長

よろしいですか？

伊藤会長代行

結構です。

安間東区長

只今一体感の話がございましたが私は、いわゆるその縄張り意識という意味での一体感はいけないが、地域の諸団体が連携するネットワークはとても必要だと思っています。したがって区の実業は沢山はないんですが、魅力ある区づくり事業はありますので、そうした事業を使いながら各区では人のネットワーク、連携を深めて防災等々そうした課題に適切に応えられるような仕事をさせていただいております。

井出委員

ありがとうございます。

区の事情により様々だということは分かります。大きな区役所から区の中の人の結び付きが強まることは素晴らしいと思いますが、逆にそうして区役所が非常に大きくなり過ぎることによって区間格差につながらないことを望みたいと思います。

伊藤会長代行

他にご意見・ご質問等は。

高柳委員

説明の中で、非常に分かりにくいところがあって、例えて言うと市民サービスの拠点とありますが、合併の時に色々な論議がなされ、北遠の人たち、あるいは浜北の人たちにあまりサービスしすぎたので、それでは旧浜松市の方も単位を下げようかと言ってやったことが、そもそも合っていなかったのではないかという感じが実はしています。

率直に申し上げて、旧浜松市は60万人おまして、私、館山寺に住んでいるものですから市役所まで大体15kmくらいで往復30km。そんなに不便だと思っていなかった。なぜかと言えば、市民サービスセンターがあって、業務が88まで急拡大されて、ほとんどの方が市民サービスセンターさえも年に3回行くかどうかくらい。印鑑証明とか、子供が生まれたとか、あるいは亡くなられたという程度ですから、そんなに年がら年中子供が生まれて人が死ぬわけではありません。そうすると区役所に行くのも同じなんです。ついこの前、固定資産税課へ用事があったんですが、あなたここには資料がないよ、と。必要なことはそこで分かったんですが、元の市役所であれば行ったついでに3つ4つ溜めていってまとめて処理できた。今はそれが溜められないんです。区ごとに全部バラバラですから。ですから旧60万人のときは一つの市役所。駐車場が不便だったのは機能の問題でいかんともできなかったんですが、元の方が便利だった。そういう意味からすると、私は6月議会と、9月議会でご各議員の皆さんが聞かれているところで、今すぐ見直しはしないが見直しは絶対必要だと市長も答弁しておられるし、市当局の事務方もそう考えていると理解をしています。

先ほどの市民サービスの拠点の中で、西区と北区だけ、なぜかわざわざ(旧浜松市にも)区の地域自治センターをおつくりになられている。この意味が理解できない。どうしても理解できない。というのは浜名郡2町と引佐郡3町が入ったので、御為ごかしのサービスでつくみましょうかと言ってわざわざつくったのではないかという感じがどうしてもするんです。ですからこの辺は、急ごしらえでしようから色々な矛盾点があるんですが、必要ないものはできるだけ早くカットしないと、区の中で色々なことをしよう、区の特性を出したいという思いを東区長も西区長も若干述べられました、特性を出すことになると、人とお金がジャブジャブと入るのではなく出ていく。私はこのところがどうにも理解出来ないんですが、この辺はどうお考えなんですか。

市川地域自治振興担当部長

ご指摘の西区の浜松西地域自治センターと北区の浜松北地域自治センターについては、地域自治区は冒頭申し上げましたように市内をいくつかに分けて地域自治区を置くことができますんですが、この場合は全て空白なく埋めなければいけないということで、1つつくったら必ず2つ以上になってしまいます。政令市の場合は、区の中に地域自治区を置くことができるとなっていて、合併協議会で旧市町村単位に政令市移行後も地域自治区を置くという方針でまいりました。西区・北区・天竜区の3つの区は複数の市町村から構成されますので、全て旧市町村単位に地域自治区を置いてきました。西区と北区は浜松も分割して一緒になりましたから、浜名郡の雄踏・舞阪と同じレベルで浜松西地域自治区を置かなければいけないという問題が生じ、地域自治区を置き、その事務所として地域自治センターを置いたということです。北区も同様に浜松市の三方原の方面の一部が旧引佐3町と一緒になった関係で、旧引佐3町に地域自治区がありますので浜松北についても必ず置かなければいけないということで地域自治区を置き、その事務所として地域自治センターを置いたということです。

鈴木会長

市川部長さんに質問するんですけど、先ほど、区役所来庁者数が表示されました。画面は開庁日167日での来場者数でしたが、1日では何人くらいいらっしゃるんですか？

市川地域自治振興担当部長

例えば中区ですと開庁日が1,818人で閉庁日が527人、開庁日は東区は674人、西区は629人です。

鈴木会長

5～600人ですね。

市川地域自治振興担当部長

はい。

鈴木会長

そうすると1日8時間として1時間あたり大体40から50人がいらっしゃるということになるんですか。

市川地域自治振興担当部長

計算上はそういうことになります。

鈴木会長

その中に、区役所でなくても、市民サービスセンターでも地域自治センターでもできる用事で、区役所までお出掛けになる方もいらっしゃると思うんですよ。本当に区役所に用事があって来られる方は何人かはお調べになられたんですか。

市川地域自治振興担当部長

そうした観点での統計はありません。市民サービスセンターや地域自治センターで完結する88の業務

の部分についてはカウントしていません。身近なところに市民サービスセンターなり地域自治センターがある方は、88の業務についてはそちらへ行かれていると理解しています。

鈴木会長

88の業務を、市民サービスセンターなり地域自治センターでできるんだけど区役所へお出でになるという方もいらっしゃるわけですね。

市川地域自治振興担当部長

そのためだけに区役所にお見えになった方は、統計上取っていません。申し訳ありません。

鈴木会長

だからそういう点で、区役所でなければできない仕事で区役所へいらっしゃった方が何人かを集計しないと。例えば今度天竜区役所をおつくりになるが、私共が拝見すると大変な(広さの)スペースになっているんです。だから本当に区役所へお出でになる方だけを集計する。市民サービスセンターの一番のポイントは何かというと本庁へも区役所へも来なくていい。市民サービスセンターで全てができる。これが市民に対する最高のサービスなんです。だから今88の業務を90なり100なりに増やしていくことによって、区役所、市役所へはほとんどの人が出向いていかなくてもいいようになる。こういうのがいわゆる市民サービスで、本庁へ来てもらわないといけない人数がどうだという問題ではなく、やはり市民サービスセンターで全部できる仕組みにする。そうすると本当に区役所に来られる方がどれだけいらっしゃるかをやはり統計をしっかりとって、これからの建設計画をおやりにならないといけないのではないかと。だから目指すのは市民サービスセンターで全てができる、余程のことがない限り区役所とか市役所へ行かなくてもいい。これが市民に対する最高のサービスだと理解してやっていただきたい。

それからもう一つ。色々な手がある、早急に見直すとか検討するとかお示しになっているんですが、今までの1年の経験で矛盾点が出てきているんです。だからそれをいかに実行するか。ああでもないこうでもないって理屈をくつつけてやらないより、早くやること。見直しとか検討と全く皆さんよくお言葉をお使いになるけれども、もう矛盾がいっぱいあるわけでしょう。今、皆さん偉い人がいるから遠慮されながら区長さんはお話なさったけど、非常に悩んでいらっしゃる人が多いわけですから、それを早く実行することをしないとイケないと思いますから、お願いしておきます。

中山委員

中山です。

会長が最初にお話した市民サービスセンターで市民のサービスができれば最高だという話で、先ほど部長が市役所、いわゆる本庁、そして区役所、それから市民サービスセンターを銀行に例えて話されました。銀行の本店が本庁で、銀行も最初1店舗の場合には本庁一つでよかった。それからだんだん広くなって、やはりサービスのために必要だということで支店ができた。それでももう少し、更に小さな支店がほしいということでサテライトの小さな支店ができた。そうして市民の目線の方へどんどんやってきたのですが、第1次行革審でも話した市役所の電子化。銀行でも、命の次に大切なお金は、支店へ行かなければいけなかった。その次は市民サービスセンターへ行かなければいけなかった。今だったらどうでしょう。コンビニでできるようになっています。コンビニはものすごく数がありますので、将来コンビニと同じような格好で、当然市民サービスセンターもパスワードさえあればできるようになれば、区役所、市民サービスセンター、地域自治センターのあり方は根本的に変わってくると思います。将来の浜松市の電子化のあり方という問

題を検討されているのかどうかをお聞きしたい。

それから、市民の代表である議員の方も、議会の質問で色々なことを言われています。大体出尽くしているのではないかと思います。やはり観念的、理念的で具体性がないとの指摘は全くその通りだと思います。一番の問題は、例えば区民生活部に関連する区の事務分掌が浜松市の場合は325項目ある。ところが静岡市では60項目、浜松市の5分の1しかない。堺市では61項目、5分の1しかない。新潟市も100項目、3分の1しかない。大きな区役所ということで、ものすごく色々な事務が区役所に行っているのですが、結局全部消化不良だということで、議員の先生方も色々指摘しているわけですので、こういう問題については早急に結論を出していくことが大事だということと、先ほど申し上げた将来の浜松の電子化の問題について、現在こういう格好で将来こう考えている、またこういう格好で予算を作って今研究していくんだというものがあれば、教えていただきたい。この2点について申し上げたいと思います。

伊藤会長代行

何かご返事はございますか。

太田中区长

窓口の電子化については、ご案内のようにこの20年4月から各区役所1台と、それから中区の場合、利用が多い北部と駅前の市民サービスセンターに自動交付機を設置して、証明書の中でも特に利用頻度の高い住民票、戸籍等の7種類の証明書を自動的に、土日も含めて、夜間まで提供できるサービスを開始する予定です。窓口サービスのあり方については、国で市場化テストを積んできて色々研究して、その辺の動向も見ながら、自動化、アウトソーシングについて、具体的に検討していくことになると思います。自動化については、今はそういう状況です。

中山委員

今、市場化テストということで国の話が出ましたが、やはり浜松市が一步前へ行くような形でそうすることが市民サービスになりますし、区役所へ行く来庁者が非常に少なくなって、もう少しすっきりした形の体制になり、三層構造が解消されるのではないかと。本庁・事業所・区役所の3つが非常に複雑なのはやはり事実だと思います。これが色々なことで固まってしまうと、また新しく再編するのは非常に大変になりますから、人員の体制も含めて、そうした問題について至急見直して、なるべく早く結論を出して、早く行動に移していただきたい。これは要望ですけれどもお願いしておきます。

伊藤会長代行

質問です。大きな区役所と小さな市役所と言っているんですが、「大きな区役所」というのは取り扱いの業務が幅広いことをいうのか、区長さんの権限、要するに区役所のレベルで自己完結するということを目指していることをいうのか、どちらでしょうか。同時に先ほど、鈴木会長から説明がありました組織図を見ますと、大きな市役所、大きな区役所と見えるんですが、その認識なり今後の方向、どうされようとしているのかという市の方針がありましたらお願いします。

市川地域自治振興担当部長

はい。今、伊藤会長のおっしゃるように、大きな区役所というのは区長の権限を多くして、区内で完結できる事柄を多くしていこうということを目指しています。特に土木等で話は出ているんですが、土木業務の予算を立てる場合に、市には概算要求という仕組みが7月頃にありまして、その段階では各区長がそれぞ

れ自分の区でどういう道路整備をしなければいけないかという、事業要望のようなものを本庁の土木部長に出します。本庁の土木部長は、それを7区分受けたくて、直轄でやる部分とその区の要望の部分とを分けながら、全体として土木の予算を財政の方に要求していく仕組みになっています。それで財政の方から土木部長に、来年度の予算の枠はこれだけになるから配分するようにと指示が来たものを、土木部長が各区長の要望に応じた事業と直轄する部分とを分けながら配当していく仕組みです。私の感覚ではそういう仕組みの中に区長の意見が盛り込まれることが「大きな区役所」ということで浜松は進めていますが、それは間違っていないと思います。

伊藤会長代行

19年度、20年度、21年度とそれぞれ、より権限を区長さんに与えていく方針で、今ステップバイステップでやっていらっしゃると理解してよいですか。

市川地域自治振興担当部長

はい。より権限をというか、もう一度、先程来出ています事務の部分をしっかり整理したうえで、どこまで区長に持ってもらうかは整理していかなければいけないとは思っていますが、無制限に区長に全部渡していった業務が執行できるかという、そういうことではないと思います。

伊藤会長代行

まだ試行錯誤の段階と理解してよろしいですね。

市川地域自治振興担当部長

はい、そういうことです。

伊藤会長代行

区長さんも皆さんも、ご意見が色々あると思いますが、そこはまだ固まっていませんと理解させていただいてよろしいでしょうか。

市川地域自治振興担当部長

はい。

鈴木会長

いや、そうすると今の話ですけど、土木部の南土木整備事務所が南区にあって、それは中・東・西・南区を管轄しているわけですよ。そうすると、ここは権限がないんですか。

市川地域自治振興担当部長

土木整備事務所は本庁の直轄予算で、土木部が直に持つてる南土木整備事務所の予算を執行するだけです。南区は南区で、例えば修繕等に関わる予算は持っています。

鈴木会長

いや、だから土木部の南土木整備事務所に中・東・西・南区の権限があって、そして今度は区役所にも権限があって、2つに分断されているのではないですか。

市川地域自治振興担当部長

例えば土木で申し上げますと、国道の大きな、例えばザザシティの横の大きな257号線ですけども、ああいったところの改修をやるとなれば、本庁直轄ですから南の事務所がやります。あるいは県道の大きなものも南事務所がやります。それで例えば南区の中の側溝を直したり、道路を修繕したりというものは南区の予算のまちづくり課でやるという執行体制に今なっていて、そこは非常に分かりにくいという疑問、問題も出てきましたから一回整理したいと思います。

鈴木会長

交差点が例として一番分かりやすいと思うんですよ。国道と市道がクロスしている交差点のどこまでが区の管轄で、どこまでが土木部の管轄で、それをどっちが修理するんだということになって、お互いに上手くいってないことが区役所と土木部にある。すっきりさせるという点では先ほどの税金の話がそうでした。県税と市民税も県で一本化して徴収業務をやるという構想が出ていますね。あなたの方では市民税の事務を本庁と区役所で分けてやろうとしているとの説明がありました。

一元化、集中化した方がやりやすいものを、やたらと大きな区役所って言ったがために分断してしまった。これは認めませんか。

山崎副市長

そういうお話がいろいろありまして、特に土木関係はそういうご意見、区役所に行ったらいいのか土木整備事務所に行ったらいいのか、どっちに行ったらいいのか分からない。更に本庁までいかなければならないという問題が今年度発生しており、今、具体的に調整しています。専門的な部分についてはとにかく土木部、本庁が責任を持って全てやるという体制で、実際に業務を行うのはそれぞれの土木整備事務所。ただし色々なご意見は区役所でお伺いするというのが一番早いと思いますので、窓口としては区役所がしっかりと機能するという事で一本化を図っていく予定です。

鈴木会長

今、土木、道路の話が出たから私細かいことを申し上げたんですけど、大きな区役所にしようと思って分け過ぎたものだから、実は今困っているのが実態だとやはり明らかにされて、大きな区役所か大きな市役所かは別問題として、業務の一元化を図ることが必要じゃないかと私は申し上げているんです。それは是非やってほしい。

平木財務部長がいらっしゃるけども、財務部の工事検査は北部工事検査事務所(北、浜北、天竜区を所管)だけが浜北区役所(の建物内)に別にあることは地域的な問題もあるかと思いますがけれども、また独立して別でしょう。やはり区役所の中に入れるなら一つのやり方があると思うんですけど、それで財務部は中・東・西・南区の所管で別になっているでしょう。

平木財務部長

平木です。今会長がおっしゃったように、工事の検査で、例えば天竜区の奥で道路や建物を造ったという場合は時間が掛かるので支所的につくっているという形になってはいますが、業務については、私は判断の仕方は正しかったと思います。いずれにしても、意思決定についての一元化はしていかなければならないと思います。

鈴木会長

市民の目線と今皆さんおっしゃった。そのやり方は全然市民の目線じゃなしに、皆さんの都合の目線でやっていらっしゃるという感じがするんです。だからやはりそういう点で、あまりキャッチフレーズにとらわれずに、集中と一元化を是非やってもらいたいということです。それで、それを慎重に行うとか見直しを行うという抽象論ではなく、20年度の予算があるわけですから、仕組みだとか組織の変更を随時やっていただければもっとすっきりする。先ほども話が出たでしょう。区協議会と地域自治センター、地域協議会、あれ全部つくるって言って一生懸命つくった。ダブってしまってなんのことはない。しかも地域協議会は基本的に旧12市町村別につくったから、昔の合併の集まりをまだ残している。先ほど話を聞くと、地域協議会はやめると言う。初めの説明では両方共つくらなければいけないようなことを言っていたんですが、よくよくやってみると重複してるからやめると。新市の一体感ということは12市町村が一体化することですから、そういう意味でも地域協議会は必要ない。区役所の問題にしても、区役所をつくらなくてはならないという話もあるんですが、片山虎之助さん(元総務大臣)が平成17年11月の講演で、区役所も必要によっては要らないところはつくらなくてもいいんじゃないかということを経済省も考えていくという話をされました。あの方は自治官僚(現総務省)の出身。そういう問題があるから、あまりこだわってはいけないと思えます。

それからもう一つ。区役所は、その区の中につくらなければならないという法律になっているという話だったんですけど、今もそうなんですか。どちらですか。法律で、例えば東区の区役所を元城(中区)につくるわけにはいかないと。

市川地域自治振興担当部長

はい。そういう解釈で変わっていません。

鈴木会長

法律に具体的に明記されているんですか。

市川地域自治振興担当部長

区の事務所を置くということだけは書いてあり、それをこれまで、その区の中に置くと解釈しています。

鈴木会長

いや、そうではなくて、東区役所は東区内に置かなくてはならないと法律にうたってあるんですかということ聞いています。

市川地域自治振興担当部長

そういう書き方はしてありません。

鈴木会長

そう解釈しているだけでしょう。いや、その辺、僕等は分からないから、法律でこうですって言われると、ああそうすかかってなる。さいたま市が政令市になる時は区役所をプレハブでやったんですよ。その時も、浜松市役所の答弁はプレハブではいけない、永住地、決めた場所でないといけないんだと区役所を造ってしまった。けどさいたま市はプレハブでスタートして、どこがいいかをもう一度見直そうということをやった。私たちは、そういうプレハブなんか、仮設ではいけないんだと聞いていたんだけど、さいたま市はそう

したと僕は聞いて、皆さんが「法律で」とおっしゃると、もう「ああそうか、法律は犯しちゃいけないな」という気持ちになる。その辺を明確にしておいてもらわないといけない。区役所は必ずしも区の中に置かなくてもいいと法律上ははっきりしている。これは事実ですね。

市川地域自治振興担当部長

そこは(法律に)書いてあることだけを申し上げれば、区には区の事務所を置きなさいと、それだけが書いてあるということです。

鈴木会長

そうでしょ。だからその辺で、法律にあることには触れてはいけないから、法律に触れない範囲内で簡素化することが必要だと申し上げておきたい。

市川地域自治振興担当部長

はい。

伊藤会長代行

時間も経過してしまして、質問を3つのテーマに分けてということでしたが当然議論が2つ目、3つ目に入っております。地域自治センター・市民サービスセンターと区役所の役割、それから区制全般についてと入ってきていますけれども、こちらの方へ進めさせていただいて、委員の方、特に地域自治センター、市民サービスセンター、地域協議会との兼ね合いも含めて、意見ございましたら質疑をお願いします。

鈴木会長

では私から質問します。各区長さんにお伺いするんですが、今、地域自治センターや市民サービスセンターで88のことができるようになっている。それ以外は区役所へ来なくてはいけないとなっています。この88の届出・認可等々の問題で、それ以外に、区役所まで来なくても、市民サービスセンターなり地域自治センターに移管してもいいのではないかとお考えになっている仕事はあるんですか。あまり具体的なことはいいんですけど、もう少し検討すればあるんだろうなというならその辺率直に。

区民の一体感と皆さんおっしゃられている。でも区民の一体感より、区役所と本庁はなるべく市民がお出でいただかなくてもいいようにしておくことが一番重要ですから、お聞きしたいんですが、どなたでも結構です。

太田中区长

中区の太田です。市民サービスセンターの88の業務は従来、平成5年くらいから、旧浜松市が総合窓口制を実施してきました。出来るだけワンストップで一元的にサービスを提供するというので、だんだん数が増えてきました。市民サービスセンターではできなくて区役所でならできるという業務の中には、例えば住民基本台帳とか外国人の台帳のように、紙ベースの台帳でそれぞれの区役所で管理していて、情報を変えたりする手続きが区役所でしかできないものがあります。ですから、その辺のシステム等をクリアしていけば市民サービスセンターでもできます。しかし、44の市民サービスセンター全てに色々なシステムを構築すると、システム構築費等が掛かってきますので、その辺は費用対効果で十分検討したうえでできればやっていけばいいということだと思います。区役所でしかできないのは、そういう原本のデータの管理等の事情があります。

伊藤会長代行

ありがとうございます。他にございますか？

中村南区長

南区の中村です。戸籍等に関する台帳処理につきましては、国を通じて一体的な処理方法があります。法務局の指導もありますし、全体一元的な管理ということで、分散は少し難しいのではないかと思います。証明等で交付できるものはおそらくあらかじめ88の中で見込まれてきているのではないかと。先ほどからお話が出ているように、ほとんどの皆様方が市民サービスセンターで証明等の交付は受けられてきておりますので、区役所へ来なくてもできるものは、大体出揃っていると思います。これは今、中区長も言いましたように、待たせない、歩かせないという施策が旧浜松市においては浸透している結果だと思えます。

秋山委員

ちょうどサービスの話になっているので気になるんですが、今、紙ベースで管理してるから出来ないという話が出ましたけれども、それは当然ペーパーレスにするべきで、ペーパーレスの情報にすればオンラインで各箇所、市民サービスセンターで全部できるわけです。そういう意味で、やはりまだ浜松のIT化があまりにも遅れてるのではないかと。地方自治体は全部遅れていると思うんですが、その中で浜松が一番先にペーパーレスを先駆けてやるとか、コンビニのようなところでできる仕組みに持っていくのが本来ではないかと思います。支払いについても、住民票の交付についても、例えば業務量の一番大きなものだけまずはIT化して、全部自動化して人が介さなくてもできる形をつくるのがあるべき姿だと思います。せっかく浜松市に情報政策官という方がいらっちゃって、IT予算を今の何倍かにすればできるんです。それをやるのが浜松に望まれているのではないかと思います。

もう一つは少し大きな問題で、浜松市役所の組織図をもう一度見ていただきたいんです。先ほど鈴木会長からたくさん指摘があったように、非常にクシャクシャしてて分からないんですね。ワンストップという掛け声はあるんですけども、どこもワンストップになってないことを考えると、合併の前、それから政令市になる前の段階で、行革審で散々言ったんです。区割りは大丈夫なのか、業務の仕訳は大丈夫なのかと、でも成り行きのままに合併してしまって、そのまま政令市になってしまった。

この組織図を作った人はもういないんです。市のトップはもう代わってしまっています。議員の方もだいぶたくさん代わっています。となると、この図を見直す必要があります。普通は会社のトップが代わったら、例えば支店長が代わったり支社長が代わったりしたら、90日間で組織と人事の見直しをやるのが当たり前で、この組織の見直しがもう百何十日か経っているにもかかわらずやってないことに問題があります。現在これで動いてるわけですから、動いてるところを運営する区長さんたち皆さんが努力していただいているのは非常にありがたいのですが、この組織の見直しのためにどんな組織ができていて、そこに何人の人を入れているか、その辺を是非教えていただきたいと思えます。

齋藤企画部長

企画部長です。組織の見直しは企画部の行政経営課、行革を担当してる課が担当しておりまして、その課のスタッフが全員でやっています。

秋山委員

何人いらっしゃいますか？

齋藤企画部長

組織に関連するグループ員は3人です。

秋山委員

3人で6,000人の組織を変えようというのは無理ではないですか。

市川地域自治振興担当部長

只今、所管ということで3人になってはいますが、当然庁内的なことでするので、各部局とも相談しながらやっています。

秋山委員

そうすると、組織変更であるとかそういう見直しの委員会、会議は、どれくらいの頻度で、何人くらいで開催されてるのでしょうか。

市川地域自治振興担当部長

私が関わったものでは、特に区の関係ですが今年度も5、6回やっています、私は区を総括する立場として区の要望がこういうところにあるから、こういう見直しをしてもらいたいとか、人員の問題はこういうことですということをしまして、先ほど説明しましたように事務上の問題は組織までいじらなくても、本庁か区役所かという分け方だけでも相当整理できる部分が見えてきましたので、それはすぐにやりたいと考えます。

鈴木会長

今の話に関連して、飯田副市長さん、山崎副市長さん、花嶋副市長さんがお出でになっているから申し上げてますが、行政経営課が3人だということで、3人でできるのかという話もありましたが、やはり組織を変えるとか人事異動はトップがやることなんですよ。皆さん、長い経験を持っていらっしゃるから各部門の区長さんなり各部のヒアリングをなされれば、それは3副市長が市長と一緒にやりになることですから、課長がどうだこうだという問題ではなく、7区長さんの話を聞けば大体分かることですから、トップダウンでやってください。ボトムアップではどこから手を付けていいかまとまりません。是非お願いします。

それからもう一つ付け加えて、市役所の人事異動は4月1日に例年行われます。それが、もう1月に入ると、これ噂だから分かりませんが、もう俺は代わるんだからいいんだと公言なさる部長さんもいらっしゃるということで3ヵ月間が非常に不安定になってしまう。私共でも12月に1月15日付でやったんですけど、トップの人事なんていうのは前の日まで社長と会長以外分らないんですよ。それで大体1週間で決めてしまう。だけどあなたの方は4月1日にやる人事異動に12月から噂が出てる。噂だから僕は本当か嘘か知りません。だけど部長がそういうことで浮足立っていて行政改革と言っても、できるわけがないですよ。本当か嘘か分からないから、あまり僕は言わないつもりでいたけど、そういう点でやはり4月1日なら3月の20日頃にトップから部長に内示があるというふうにしないと、3ヵ月間遊んでしまうことになりまますから、今の行政経営課の3人よりもその3人の方がよほど問題だと思えます。ちょっと苦言を呈しておきます。秋山さんそれでいいですか。

秋山委員

ありがとうございます。本当にトップダウンで組織と人事を変えないと変わらない。どんな形の組織と人

事にするかについてもトップで決めるべきで、それを実際にやるには科学的、論理的にやらなければいけないと思うんです。

もう一言言いたいことがあって、浜松市の行政区域図を見ると、この図が出てくるのはもう何回もあったと思いますが、これは合併前から見えていた絵です。この絵を見ながら、7つの区割りがあまりにおかしいとずっと言い続けたはずですが、見ていただくと、7つの区があるんですが非常にバランスが悪いですよ。サイズがバラバラで人口がバラバラです。それで、7つの区があるので、人口の順に並べたり、面積の順に並べたりしてみました。エクセルという表を使って調べてみたんです。そうしていくと、天竜区というのが人口が一番少ないんですけど、面積が非常に大きいという当たり前のことがあって、実は天竜区は非常にまとまりがいい区になっています。人口だけで判断するわけにもいかないし、面積だけで判断するわけにもいかなないので、面積の平方根を取って、その面積の平方根と人口を掛けると重み付け人口が出てくるんですが、それでいくと天竜区は非常に大きくてまとまりがいい区なんです。一方で浜北区は面積が4番目で、人口は2番目に少ない。そういうことを全部まとめていくと最適な区割りがあるはずなんです。

これをぱっと見た段階で、南北に長い浜松であれば3つに割る。上の天竜区を一まとめにして、浜北区と北区をまとめて、下の方の4つの区(中区・東区・西区・南区)をまとめて、面積の一番大きくて人口の一番少ないところと、面積が一番小さくて人口の多いところと、それから両方とも真ん中であるところの3区にすると、非常にきれいになります。そう考えて中区・東区・南区・西区をまとめてみると、今の段階で区役所が4つもあります。この区役所が近いんです。それに対して上を見てください。天竜区役所は、北の方の水窪の人にとっては思いきり遠い所にある。住民の所在地の重み付けをして、なるべく平均位置に区役所を持ってくる。つまり天竜区役所はもっと上の方に持って行って、真ん中にしてあげる。そうした上でもまだ遠いんです。でも遠ければ道を造ればいいし、それに対して下(南)の方の区役所はこんなに密集しています。そうすると、ここが4つの区役所である必要が全然ないわけです。鈴木会長が言われたように、なんで東区の区役所は今までの浜松市役所の中にないないんだと。先ほどの法律の問題でダメであれば東区をやめて、中区に統一すれば一箇所にすることができますね。そういうことを考えるのが、本来の市のトップの役割で、そうすると非常にきれいな、住民にとって非常に便利な3つの区ができる。その3つの区的面積中心のところと区役所を置く形にすると、南区と東区と西区は、中区に統一してあげて、浜北と細江にある間辺りに第二東名のインターができるでしょうから、その近くに区役所。新しい区役所を10億円ずつ掛けて造るなら、あるいは今度天竜に6億円掛けて区役所を造るなら、場所、区割りを含めたことを考えてから予算を付けたらいいのではないかと思います。私論ですけども以上です。

伊藤会長代行

時間も押してきました。最後に、どなたかどうしても質問ご意見ありましたら。

鈴木会長

高柳委員、山本委員、原委員、岡崎委員、せっかくの機会ですからご発言をしてください。

原委員

私はたまに市民サービスセンターへ印鑑証明や戸籍やらを取りに行くだけですから、あまり組織とか、まして今出てきた行政区域図ははっきり見たことはないので大変無責任な感想しか申し上げられませんが、区役所と本庁との間で権限の重なる部分があって、どちらの人が裁決したらいいのかわからない。例えば区長さんが裁決してこれでいいのかなと本庁の所管の責任者にまた裁決を仰ぐということがあるという話も起き、混乱しているとありましたけど、発足して一年足らずですから、そういう試行錯誤、混乱があるこ

とも僕は仕方がないかなと思って理解はできるんですが、10ヵ月やってみて、もう大体この辺が問題だということがおおよそお分かりになってきているでしょうから、整理することは出来ないんでしょうか。整理して、混乱のないようにしていただきたいと思います。

それから私も全くの私見ですけど、組織図を初めて拝見したんですが、なるほどこれは非常に分かり難い。でもこれで10ヵ月やってきたわけでしょうから、ほぼ浸透しつつあるのではないかという気はいたします。ですから市民の方に分かりにくいというんでしたら、何かの手段で、こういう組織図になっていますからこういう御用の方はここへいらしたらどうですかということを徹底すれば、ある程度、市民サービスの向上に役立つかなという感じもいたします。

それから、行政区域図で今、秋山委員が指摘しましたが、考えてみるとなるほど会長もおっしゃったし秋山さんもおっしゃった。不自然な区割りだなと思います。だけど、今一挙に解決するというと、せっかく軌道に乗り始めた進路がまた混乱してしまいますので、私見としては今しばらくこのままでやってみて、ゆくゆくもっと合理的な区割りにしていくことを考えた方がいいのではないかと思います。

それからもう一つ。できるだけ行政の簡素化ということで先ほど高柳委員もおっしゃっていますが、地域自治センターと区役所と重なる場面が多いと思うんです。画面の「分野別役割分担」の表でも、区役所と地域自治センターの職務が重なり合ってる部分が非常に多いわけです。地域自治センターは昔の旧町村ですので、それを廃止することにすごい抵抗があるのかもしれませんが、どの程度の抵抗があるのか僕は分かりませんが、できればやはり地域自治センターは区役所に統合する、あるいは市民サービスセンターに統合することで、地域自治センターはなくなると行政の簡素化、それから財政の節約ということではないかと今までの説明を聞いて感じました。

伊藤会長代行

はい、ありがとうございました。

山本委員

山本です。2つの視点を持って伺っていたんですが、一つは今、原委員から出ました。あるいは鈴木会長からも出ていますけれども、全体として地域自治センターが要るのか、あるいは区が必要なのか。最初から言われていた話ですが政令市になれば組織が一時的に拡大し、その整理がつくことによって合理化につながるようになっていますが、そういう大きなポイントでつかまえる前に、色々なところを知っておこうということで本日の会があるのではないかと思います。

もう一つは2回ほど区長さんのお話を聞きました。それぞれの区長さんの主張はよく分かりますが、視点からしますと、もっと我々に権限が欲しい、予算が欲しい、人事権が欲しいという方と、我々の仕事はより市民の近いところだけに限定しながらも効率を上げようとお考えの方もあと勝手に推測しています。ここまで10ヵ月、まして2回、話を伺ってみて、区長さんのお考えはもう非常に整理されてきている段階だと思います。先ほど会長からもお話がありまして、今度はどこを潰そうか、あるいは整理してしまおうかという前の段階として、区のあり方についてもうまとまりが出てくる。一つ一つを担当の市川部長のところまで伺って整理するのではなく、7人の区長さんのご意見が一つのまとまった形として方向が確定してもいいときではないかと思います。いつまでにそういったところをまとめるか、市川部長の方ではお決めになっているんでしょうか。

市川地域自治振興担当部長

私としましては、地域自治区を廃止して区だけにしてしまうという、22年3月が大きな機構上の整理と考

えています。

山本委員

行革審ではもっと前倒しという要望をよくするわけですが、その前に一つにまとめていく、あるいは7区の仕事をきちっと整理するについては、なにも22年まで待たなくてもいいのではないかと私見としては思います。その前の段階、一つのステップをきちっとまとめた上でないと、22年に何かやろうとしてもまとまらないのが常だと思います。お願いとすれば、皆さんのお考えをまとめられているのをもう一つ先へ進んだ形で整理をつけていただくと、その先の作業が早くなると思います。よろしくお願いいたします。

伊藤会長代行

それでは岡崎委員、お願いします。

岡崎委員

岡崎です。簡単に一つだけ、気がついたことがあります。人事異動が4月1日に行われるというんですが、4月は全部の業務が3月末で年度替わりになって一番忙しい時です。学生さんたちも住民票を取ったりして、やはり一般の市民も市役所に行く機会が一番多いんです。各区長さんは市民の目線ということをごさん主張されていらっしゃるんですが、そうすると人事異動のために業務が変わって、よく分からない人たちが担当になって事務が非常に停滞するということがあります。特に区の範囲では人や組織を動かすのは、年度替わりではなくて6月とか7月の時期におやりになる方がいいのではないかと。ちなみに税務署の人事異動は6月なんです。なぜかというと、やはり年度替わりの時は忙しいですから、税務署関係、国税局関係は6月1日で多分全ての人事異動をしていると私は聞いています。市民の目線でおっしゃっていたものですから、市民の立場からすると、一番忙しい時にやはりきちっと対応していただくために、その辺もご検討いただければいいのではないかと思います。

伊藤会長代行

市側は今の人事異動のお話で何かご意見はありますか？

太田中区长

私も全く同感です。昨年の4月に政令市の移行も含めてちょっと混乱しました。その原因は、やはり三千数百人の職員が異動して新しい職場に来て、そういう中で業務が始まったこともあります。我々もその異動の時期をできれば少しずつらしていただきたいという要望は担当部局にお願いしています。

伊藤会長代行

ありがとうございました。それでは皆さんにご意見を伺って質疑をしましたが、私から簡単にまとめさせていただきます。

現時点での所感ですけれども、まず市にお願いしたいと思っておりますのは、市役所は、市民の皆さんの大切な税金を使って仕事をしているということです。地方自治法に「地方公共団体は、その事務を処理するにあたって、住民の福祉の増進に努めると共に、最少の経費で最大の効果を挙げようとしなければならない」と謳われています。どうしたら効率的な行政ができるのか、また、市民サービスを向上させることができるのかという視点で、常に組織や事務事業、予算のあり方を考えていかなければならないということになります。

市民のニーズも多様化、高度化しています。従前のやり方に基づいた、画一的な行政サービスでは市民ニーズに対応したきめ細かな行政サービスは難しくなっています。

内部事務の執行と決裁方法等々、仕事の進め方の見直し等により、事務事業の生産性を高めると共に、限られた行政資源を効果的、効率的に活用し、低コストで質の高い行政サービス、市民サービスを提供できる組織作り、体制づくりが必要です。

こういことを考えますと、現行の体制を改革する必要があるということは、はっきりしています。是非、質の高い市民サービスを効率的に提供できる組織作りをしていただきたい。

次に、本庁、区役所、地域自治センター、市民サービスセンターの役割分担についてですが、都市内分権、小さな市役所、大きな区役所ということではなく、区長さんからもご意見があったと思いますが、そういう小さい大きいではなく、新浜松市に相応しい行政サービスを、いかに効率的に提供できるかという観点から、本庁、区役所、地域自治センター、市民サービスセンターそれぞれの役割分担を明確にし、効果的、効率的な執行体制を確立すべきであります。特に、本庁、区役所、地域自治センター、市民サービスセンターについて、機能が重複しているものがあれば、早急に解消すべきと考えます。

また、7区役所に分散して全市に同質なサービスを提供するためには、職員も数多く必要となります。サービス提供コストも高くなります。特に、専門的な仕事に従事する技術職員は人数も少ないと聞いています。分散することで、専門知識の蓄積、共有化や継承等人材育成の面での問題も出てくると思います。このため、専門的な仕事は、本庁に集中して効率的な行政を進めるべきであります。

次に市民サービスの提供ですが、行政の執行体制は、市民サービスの現場に近いところに権限を渡し、体制を整えることがまず必要です。このため、市民に直結するサービスは、市民サービスセンターの機能を充実して、極力、市民サービスセンターで対応できるようにすべきです。区長さんにお伺いしますと、区役所までの交通機関の便が悪く、市民に不便を掛けているという声もあります。市民に身近な場所で、市民に身近なサービスが受けられるよう改善すべきであります。

ただひとくりに市民サービスといっても、取り扱い件数等、色々違いがありますので、どこまで市民サービスセンターで行うかは、効率的な行政の推進という観点から検証してください。

また地域自治センターについてですが、旧浜松市や市街地にあるものと、北遠にあるものとは、その役割が大きく異なると考えます。市では、区協議会・地域協議会の再編と併せて、地域自治センターを見直すということですが、役割に応じた見直しを1年前倒しで行うべきだと考えます。

最後に、いかに効率的な組織を構築しても、その業務を担う職員が対応できなければ成果を得ることはできません。このため、市役所の職員、特に区役所や地域自治センター、市民サービスセンターで働く職員は、これまで以上に様々な業務を行うマルチ職員になるよう研修やジョブローテーションに努めるとともに、このような職場で働く職員のうち優秀な方が報われるような人事考課制度にすべきであります。

また、区役所や地域自治センター、市民サービスセンターについては、業務に精通した元市役所の職員の方の活用にも努めていただきたいと考えています。

なお、本日審議いたしました区制の問題は、行政組織のあり方や、市民サービスに直結する問題です。このため、行革審としましては、浜松市の将来像を見据える中で、今後も、区制や行政組織のあり方、区の数も含めて検討してまいりたいと考えていますので、よろしく願いいたします。

以上、区役所業務のまとめとさせていただきます。どうもありがとうございました。それでは全体司会の鈴木会長に司会をお戻しさせていただきます。

鈴木会長

ありがとうございました。

区役所の業務についてはここで審議を終了させていただいて、これ以外に市にいくつかお伺いしたいことがあります。色々な質問が出ますので、必ずしも回答をここでお願いはしませんが、分かる点は、お答えをいただきたい。

中心市街地の活性化が注目され、浜松駅を中心とした中心市街地の活性化が非常に多く叫ばれて、交差点も地下では老人に大変だということで上を歩けるように直された。そうしたら今度は交通渋滞を起こしているという問題。何かやるといい面もあるしマイナス面もあるけれども、高齢化社会の中でこれは必要だと私は思っている。

それで二、三伺いたいのは、まずあの「べんがら横丁」です。私たちが聞いているのは、当初、市の駐車場(新川中央駐車場)があって年間8千万円か7千万円の利益が出ていた。あれを壊して「べんがら横丁」をおつくりになったんですが、年間の市の収入が7百万円か8百万円で、駐車場の時の10分の1に減ったと言われていました。この辺も市民の皆さんが非常にご心配なさっていらっしゃるし、私は皮肉屋だから言うんだけど、今や「べんがら横丁」が「がらがら横丁」になってしまっている状況で、そのいきさつ。市営駐車場で儲かっていたものをなぜ潰して、どういう契約になっているのか。これを色々なことを言われている方がありますから明確にしていきたい。

それからもう一つは松菱跡地の問題ですが、松菱が営業している時の固定資産税は確か1億円だったと記憶しております。しかしながら、今閉店してから6年になりますね。固定資産税が1億円だったのを減免するという話を聞いて、1億円が8千万円か7千万円になったと聞いたけど、最近もう0円になっているという話を聞く。この辺も市民がなぜだろうかと。皆さんもご存知のように夜になると真っ暗なんです。ゴーストタウン化している。早く壊してしまったほうがきれいになるのに、市が中心市街地の活性化をやっている割には放置されたまま。だから、あれを見るとガラスが割れたりして、色々な噂が出ています。固定資産税を課せば、1億円も払わなければいけないってすぐ壊してしまうんです。それで、企業の場合は要らなくなった資産は必ず早く壊して固定資産税が掛からないようにする。土地がちょっと上がりますけどね。駅前の中心市街地にああいうものが一年くらいならともかく、何年もゴーストタウン化するようなものがあって、色々な噂が出ています。だけど、民間の所有ですから立ち入れないという中で、市は公衆衛生上、美観等から考えて何時まで壊さないのを認めるのか。そして本当に市は中心市街地の活性化を考えているのか。夜、通ってみてください。道路の反対側のお店は煌々と電気が点いているけど、反対側は真っ暗です。熱意が本当にあるのかなのかという点で、いつどうなるんだということ。一番初めの際は商工部長さんが出られて、大丸が出店すると堂々と新聞に発表されたこと、大丸さんがいらした時に市長さんも写真に出られて協調してやっていくという話からすると、もう民間の域を超えて市の主導になっていると市民は皆そう思っていますよ。で、それが、どうなっているんだ、まだ契約が済んでいないのではないかと噂まで出ている点で、もう一度改めて固定資産税の問題、松菱を壊すタイミング、それから契約の状況を、守秘義務がありますから出来ませんという点もあるかもしれませんが、中心市街地の活性化という点で明確にしていきたい。

次に、全市に及ぶ市営駐車場の無料化で活性化を考えていらっしゃるんだけど、今一般の民間駐車場と金額がほぼ一緒になったか、やや高いくらいになっているということですけども、本当に街中に来てくださいというなら市の駐車場をもっと近代化して、それで無料にしてやるという方法がある。でも無料にすると民間の駐車場とのバランスを欠くということもあって、それも出来ない。さりとて駅の中心市街地へ来いと、何か言っていることと少し矛盾していることをやっているという点で、見直ししていただきたい。

もう一つ、フラワーパーク・フルーツパーク。それからオートレース場。フラワーパークとフルーツパークが特に借り地が非常に多いんです。市の土地は25%くらいで、あと70%以上が借地になっている。年間の借り地による市の借地料がどれくらいあるのかを明確にする必要がある。それは冒頭で申し上げました、

合併によって、色々な遊休資産があるものがなかなか処分されないでいるという点も併せ、借地料を払って健全な経営をやっていくためには、やはりその辺まで見直さないといけない。それで皆さんおっしゃる公会計。民間と一致するバランスシートや損益計算や資産勘定を作っていくと一生懸命言っているけれど、お作りになる前の段階でもう少し資産の管理と借地料、借家料を明確にしないと。一方でもうご承知のように僕はよく言うんですが舞阪の元役場(舞阪地域自治センター)は素晴らしい建物だけど、どれだけ使っていますか。そういうのがあると同時に、ここは使っていないという、天竜の区役所も見に行きましたけど本当にどうかということも言えるわけで、建物はたくさんあるけど不良資産になってしまっている。借地、借家の問題を資産の統合化と同時に改めて出していきたい。

もう一つ、市営住宅です。市営住宅の建設計画。市営住宅をつくる時代は終わったと私は思っているんです。ただどもどンドン、どンドンっていう言い方は悪いかもかもしれませんが、この市営住宅をつくらないための、お入りになっている方々をどのようにお手伝いしてくかを考えると、家賃補助の方がよほど正しいのではないかと思う。市営住宅をおつくりになるとものすごい。3階だとハンディキャップのある方がいらっしゃるからエレベーター付けてって、この間三ケ日で問題になったようなことになります。市内に6,365戸ある市営住宅を今後減らしていく方針なのか、増やしていく方針なのか、明確にされないといけない。民間のアパートにお住まいの方と市営住宅にお住まいの方の逆転が出ていることも事実です。所得の色々な関係があるのが、民間で高いところに入っている方も同じだというようなことでバランスを欠いているんじゃないかという問題が出ている。そういう点で、市営住宅は一般会計で運営されているけれども、やはり一般会計から独立をさせて、複式簿記で損益を明確にされて、市民の皆さんにどうしたらいいかを問い掛けていくという姿勢が必要だと私は思いますから、市営住宅についても、あるいは市営駐車場についても明確にしていきたい。以上、私から申し上げておきます。

山崎副市長

突然のご質問ですので、分かる範囲で今回お答えし、また調査してお答えするということにさせていただきます。

最初に「べんがら横丁」ですが、これは、17年4月にコンペ(事業提案競技方式)で事業者を決定したと聞いておまして、18年3月にオープンし、最初の3月は31万人を超えるということで非常に大勢のお客さんに来ていただいています。18年度は年間125万人という大勢の方に利用していただいていると認識しています。19年度は少し少なくなって9月末で45万人という数字を今持っておりますが、昨年度に比べると若干減っていますが、店舗の入れ替えを含め色々なイベントをやったりして、中心市街地の活性化に努力しておられる。民活でやっています。

それで貸付の金額の問題がございました。元々、新川中央駐車場で48台の駐車場がありまして、1日平均300台くらい利用していただき、先ほど、話の出ました(年間)7千万円くらいの駐車場収入があったということです。市有財産の貸付ですが、使用料の規定がありまして、それに基づいて貸していますが、鉄道の高架下で高い建物を建てられないということで、通常5階くらいの建物を建てられますので、他の鉄道高架下の市有地についても同様ですが、通常計算した額の5分の1くらいの金額で貸しています。それから松菱ですけれども土地・建物とも・・・

鈴木会長

ちょっと山崎副市長。駐車場だった時は7千万円か8千万円の利益が出ていたのにも関わらず、現在の賃貸料はそういう計算であるかどうか私知りませんが760万くらいですか。

山崎副市長

そうです。

鈴木会長

10分の1になってまで貸す必要があったんでしょうか。中心市街地の活性化で素晴らしいものになったかということが、今の利用者数から見て、7千万円か8千万円儲かっていたのを760万円で民間に貸すということはどう考えても何か感じる。感じない人はおかしいと思いますよ。と思いませんか。

山崎副市長

民間に活性化のためにお使いいただくということで、一番いい方法がこれだろうなという選択をしたということです。

鈴木会長

だからその時はそういう選択をなさったのはいいんだけど、契約がどうなっているかにおいて、7千万円か8千万円も儲かっていたのを760万円で貸している。鉄道の高架の下だからとおっしゃるが、やはりこういうものを見直すという考え方はないんですかということなんです。あまりにも、いくら市民の目線でも、8千万円と760万円で市民の皆さん理解に苦しんでいるんじゃないでしょうか。検討してください。

山崎副市長

はい、分かりました。

秋山委員

7千万円の利益が出ていた駐車場から、7百万円の利益しか上がらない貸し付けについて、議会はこういう審議をしたのか調べていただきたいです。それから公募したと言いますが、公募した時期と受付時期が何日間あったか調べていただきたいと思います。

山崎副市長

分かりました。調べておきます。

次に旧松菱の固定資産税の関係ですが、土地・建物とも、税金の話ですので全国一律の仕組みが法律、制度で決まっています。その仕組みに則って評価をし、評価額に基づいて課税するというので、建物そのものの評価額が落ちている分は課税額も減ることに制度上なっていますので、その制度に則ってやっているということです。それから再開発、大丸さんの話ですけども、民間同士の契約で進められていますが、ただ、中心市街地をどうつくっていくかは市にとっても非常に重要な問題ですので、その際には色々協力していきたいということです。

鈴木会長

第一の質問で、法律に基づいて減免出来るのでやっているというお話は分かるんです。だから、1億円のものがこの6年間で、どういう減免をなさせて、今いくらなんですかとお聞きしたい。もう一つは中心市街地にああいうものが長年にわたってあることに対して、民間のことだと言いますが、そもそもあれは市がやったことですね。そうすると行政指導という立場で、美観を損なうという意味で、早く壊せということは言っているのか言っていないのか。この2つ。

山崎副市長

すみません。具体の金額につきましては申し上げられませんが、最近、平成18年、19年は同じような額と聞いています。いわゆる評価替えという制度で、3年に一度見直すということでやっています。

鈴木会長

いや、営業を休止した翌年は1億円だったんです。その翌年は8千万くらいに減免されたと聞いていますが、今、山崎副市長さんがおっしゃるように守秘義務の問題があってなかなか言えませんが、言えませんかと言わなくてもいいですよ。それなら行政指導という立場で、美観を損なうという意味で、いつまで置いておくんですか。ガラスも割れて暗くなっているところを早く壊させるという行政指導は当然あっていいんじゃないか。民間の場合だと、工場とか建物は要らなくなれば固定資産税があるからすぐ壊すんです。だから、法律に基づいて減免しているとおっしゃるけれども、今までそういう大きなもので、民間で減免なされた例があるのかどうかを考えていくと、特別に見られるのではないかと。僕はそう思っている。だから美観上、行政指導をやるべきじゃないかと思えます。行政指導をやるつもりはありませんか。

山崎副市長

すみません。今の段階では、行政指導の仕組みがまだ把握できておりません。少なくとも今までは行政指導で撤去しろということをしてはいません。

鈴木会長

中心市街地の活性化という大きな錦の御旗の中で、ああいうものが(長期にわたって)あるということは、そういう立場からするとちょっと長過ぎませんかということです。

花嶋副市長

続いて市営駐車場の関係です。現在約2千台、市営駐車場があります。最近の状況は、民間の駐車場経営やコインパーク関係等がかなり増えてきております。これは一時的な民間の土地利用も要素として一方ではあると思いますが、いずれにしてもかなり数量が増えてきている中で、駐車場台数そのものを市として供給するのは見直していくべきと考えています。そうした中で従来5百台ほど減らしてきましたが、経営状況は相変わらず厳しい状況です。先ほど無料化というお話もありましたが、民間の駐車場経営との兼ね合いもあるということも従来検討してきたわけですが、今の段階では完全無料化についてはまだまだ時間を要する状況です。いずれにしても総量的には見直しを図って、段階的に開発の動向を見ながら減らすべきところは減らして、民にお願いするところはしていきたい。そんな具合に考えています。

それともう一点、市営住宅は現在6,300戸ほどあります。従来戸数の問題は最近の需給、人口減少化時代を見てもう一度見直そうということで、来年度から統計調査をやっていきます。その中で市営住宅の総量戸数、供給戸数を決めていきたいということです。また、民間のアパートに対してのいわゆる補助制度、助成制度を活用しながら民にお願いするという制度もありますので、そういうことも踏まえて当然、数量を整理していきたいと考えます。そうした中、一般会計で現在やっていますが、元々市営、公営住宅というのは、制度的には家賃と国からの補助金でペイする(採算をとる)という償還計画を組む形になっています。最近の他都市の事例では、特別会計の中で処理する取り組みをしているところもありますので、そういった先進的な取り組みを含め、浜松市としての可能性を検討していきたいと考えます。

鈴木会長

今の市営住宅の件は、滞納の問題もあるし入居資格の問題もあるんです。そういう点で、お役所がやっているから色々漏れてくるという問題がある。だから独立会計にして、独立行政法人でも民営化でも指定管理でもいいから、審査基準を的確化し、滞納の回収等まで含めてやるべきで、一般会計でやるのでは問題があると指摘を申し上げたい。

それから駐車場は、ちょっと言い方が悪いけれども高台や三ヶ日、細江、浜北等の商店街の方は、自分のところへお出でいただくお客様のために土地を借りたりして、お客様の駐車場をつくるという自助努力をなさっている。そういうところからすると中心市街地は、つくったから無料化するとか、市営でやると民間のやっている駐車場を圧迫するからと8千万か7千万儲かっている駐車場を潰してしまった。駐車場を生殺しにするのなら中心街にお客さんいらっしゃいなんてことを言わないほうがいい。歩いて来てくださいと言うならいいですよ。それがはっきりしない。どっちもいいように、どっちも悪いように結論づけている。これをすっきりしないと浜北だとか都田等の商店街、旧市町村のところは自分で買ってあるいは借りてお出でになるお客様の駐車場を用意していることと不公平になる。やはりその辺をはっきりさせる必要があると申し上げたわけです。

それから今の市営住宅はもちろん今おっしゃる通り、見直しをしていただいて、減らしていく方向を打ち立てられて、そして一般会計から独立させ、責任ある体制を設けることを是非やっていただきたいと思います。

山崎副市長

それから、フラワー・フルーツパークの関係ですが、資料を持ち合わせていないため、また調査して報告します。外郭団体分科会でも色々ご議論いただいておりますので、その中でもと思います。

ただ、先ほどお話の出ました、市の持っている財産は、我々、元々行政財産と普通財産という区分があり、行政財産はそれぞれの部局でそれぞれ使う、普通財産は使う目的がなくなったから売却するという区分けをしておりますが、今回ご指摘も色々いただきまして資産経営課ということで全庁を挙げて、行政財産も普通財産も関係なく、全部ひっくるめて調査して、有効活用を図っていく方針を決めておりますので、またご指導、色々教えていただければと思います。

鈴木会長

その点で冒頭申し上げたように資産管理を一括してやっていただくことになるようですから、これは非常に歓迎しますし、是非やっていただきたいと思います。

3 . 開 会

鈴木会長

以上で、本日の審議を終了させていただきます。

本日は、区役所の様々な問題について、実りのある審議ができたと思います。ある面においては隔靴搔痒(かっかそうよう)の感もなきにしもあらずですが、これは市議会の皆さん方、市民の皆さん方の合意をいただかないとできないことですから、いつかは隔靴搔痒が具体化できるだろうと祈っております。

以上をもちまして、第6回浜松市行財政改革推進審議会を閉会させていただきます。

今日は皆さん、お出掛けいただいてありがとうございました。

事務局長

ありがとうございました。

それでは事務局から、事務連絡させていただきます。

次回の第7回審議会は、3月2日の日曜日、午前9時から、この浜松商工会議所マイカホールで開催を予定しております。冒頭申し上げましたように、補助金の動き、外郭団体の対応の仕方がメインになるかと思えます。公開で開催いたしますので、皆様のご来場をお待ちしております。ありがとうございました。

以上により 12 : 15 終了